

自治体におけるAIの利用に関する ワーキンググループ (第5回)

令和7年6月
総務省

1. 報告書 骨子案

- ※報告書骨子案中、文書名・調査名・引用箇所を除き、特段の断りがなければ、
- ・「AI」は、「生成AIを含めたAI技術全般」を、
 - ・「生成AI」は、「生成AI技術」を、
 - ・「従来型AI」は、「生成AI以外のAI技術」を、
- それぞれ示すものとする。

目次

はじめに

第1章 ワーキンググループの背景等

- 1 本ワーキンググループの目的と検討内容
 - (1) 趣旨・目的 (2) 検討経過
- 2 自治体における生成AIの利用状況
- 3 政府における検討状況
 - (1) 条約、法律 (2) AI事業者ガイドライン
 - (3) 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン (4) 閣議決定文書

第2章 自治体におけるAIの利用方法及び留意事項

- 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方
- 2 利用方法
 - (1) 部局共通での利用 (2) 部局の個別の業務における利用 (3) 従来型AIなど
- 3 留意事項
 - (1) ガバナンス確保のための体制構築
 - (2) 要機密情報の取扱い
 - ①個人情報（自治体機密性3B、3C） ②その他の要機密情報（自治体機密性2）
 - ③クラウドサービスと非クラウドサービス（オンプレ等を想定）の環境の違い
 - (3) 人材育成

第3章 国による支援の方向性

- 1 自治体向けガイドラインの策定
- 2 ユースケース等の横展開
- 3 国における取り扱いの情報提供

おわりに

第1章 1 本ワーキンググループの目的と検討内容 (1) 趣旨・目的

(報告書 骨子案)

- ◆ 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」が開催されており、当該研究会においては、デジタル技術の導入により、一定の業務効率化の効果が生まれていると言及されている。
- ◆ デジタル技術の中でも、とりわけ生成AIを中心にAIの技術進歩はめざましく、社会への導入も進んでいる。また、当該研究会の地方公共団体からの意見聴取においても生成AIの導入により職員の業務効率化が可能かどうか注力している旨の発言があったところであり、業務効率化等の手段の一つとして、自治体において導入が進みつつある。
- ◆ 一方で、AIの利用については、ノウハウ不足等により、小規模団体を中心に導入されていない自治体や、導入に当たって手探り状態になっている自治体も多く見受けられる。また、個人情報流出やハルシネーションなど、様々なリスクも存在している。
- ◆ これらの状況を受け、「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」を開催し、自治体の業務効率化や行政の質の向上のためのAIの利用に当たっての方法や留意事項等を議論し、報告書を取りまとめることとしたものである。

本WGの報告書骨子案

第1章 1 本ワーキンググループの目的と検討内容 (2) 検討経過

(報告書 骨子案)

- ◆ 本ワーキンググループにおいては、自治体におけるAIの利用について、実際の利活用やガイドライン策定にあたっての参考となるよう、実務的な観点から検討を行うことを重視し、学識経験者6名に加え、自治体職員4名の参加を得て、具体的な利活用シーンを念頭においた業務効率化の方法や課題・留意事項等の議論を行うこととした。
 - ◆ 第1回～第3回においては、自治体からのヒアリング等も行いながら、様々な業務・分野のユースケースやガイドラインの策定事例等を幅広く取り上げつつ、検討を進めてきたところである。
 - ◆ その際、生成AIにおける要機密情報（個人情報を含む）の利用については、個人情報保護法制との関係や情報セキュリティ等の観点から議論を深める必要があると考えられたことから、当初の予定（全5回）に1回追加して全6回の開催とし、第4回において、政府における取扱いや自治体の対応状況を確認するとともに、個人情報保護法による規律との関係等については、個人情報保護委員会事務局より報告を受けたうえで、検討を行った。
- ※ なお、行政におけるAIの利活用に関し、行政通則法の観点から考え得る法的課題等を整理・検討することを目的とした「行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会」が別途開催されているところであり、第4回においては、同研究会の事務局を務める行政管理局からも、検討状況の報告を受けている。
- ◆ （その上で、第5回・第6回検討会において報告書案の検討を行った。）

第1章 2 自治体における生成AIの利用状況

(報告書 骨子案)

- ◆ 「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」(令和6年12月31日現在)(速報版)によれば、生成AIを導入済みの団体は、都道府県で83.0%、指定都市で85.0%、その他の市区町村で28.8%となっている。
- ◆ 前回調査(令和5年12月31日現在)と比較し、「導入済」の団体は、都道府県(前回51%)、指定都市(前回40%)においては大きく増加した。その他の市区町村においても、「導入済」から「導入検討中(導入予定あり)」の団体までを含めると全体の50.3%(前回39.5%)と増加し、過半数となっている。
- ◆ 活用事例としては、「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「企画書案の作成」、「メール文案の作成」、「議会の想定問答の作成」の順に挙げられており、部局共通での活用がされている。
- ◆ 導入効果として、議事録の要約において作業時間が半減した、ポスター・チラシ等の画像生成によりチラシ等の作成作業時間が97%減少したという業務効率化の例が、挙げられる。
- ◆ 課題としては、「取り組むための人材がない又は不足している」、「AI生成物の正確性への懸念がある」、「導入効果が不明」の順に挙げられている。
- ◆ 生成AI利用におけるガイドライン策定状況は、「策定済」は645団体と前回(359団体)と比べて増加したものの、「未策定」が1,004団体と、引き続き最も多い。

第1章 3 政府における検討状況 (1) 条約、法律

(報告書 骨子案)

- ◆ 令和7年2月、政府は、フランス共和国・パリで開催されたAIアクション・サミットの機会に、「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」に署名した。この条約は、人工知能(AI)を主題とする初めての国際約束として、AIシステムのライフサイクルにおける活動が、人権、民主主義及び法の支配に合致することを目的としており、締約国による適当な措置の採用・維持や国際協力の奨励等を定めたものである。
- ◆ また、同年2月、国際指針に則り、イノベーションの促進とリスク対応を両立するものとして、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(AI法案)」が閣議決定され、令和7年5月28日に成立した。政府は、同法第18条に則り、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画(以下「人工知能基本計画」という。)を定めることとなっている。
- ◆ 同法第5条には地方公共団体の責務として、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関しその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。政府が示した人工知能基本計画と整合性を取りながら、地方公共団体はAIの活用を進めていく必要がある。

第1章 3 政府における検討状況 (2) AI事業者ガイドライン

(報告書 骨子案)

- ◆ 令和6年4月19日、AI 開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を示すものとして、AI の開発・提供・利用を担う全ての者（政府・自治体等の公的機関を含む）を対象とした「AI事業者ガイドライン」が第1.0版として公表された。更新された第1.1版（令和7年3月28日公表）では、生成AIに関する技術の進歩や事業者における導入の進展を踏まえ、マルチモーダルな生成AI、RAGなどに関する記載が拡充されている。
- ◆ 「本ガイドラインを参考の一つとしながら、AI活用に取り組む全ての事業者が自主的に具体的な取組を推進することが重要となる。」とされ、地方公共団体もAI利活用に取り組む際に参考とすべきガイドラインである。

第1章 3 政府における検討状況 (3) 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン

(報告書 骨子案)

- ◆ 政府における生成AIの業務利用については、デジタル社会推進会議幹事会において「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ（第2.1版）」（令和7年3月25日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）に基づき運用されてきたところ。今般、本申合せの内容も統合する形で、令和7年5月27日に開催した第19回デジタル社会推進会議幹事会（書面開催）において、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」が決定された。
- ◆ 本ガイドラインでは、
 - ・各府省にAI統括責任者（CAIO）を設置し、各府省の生成AIシステムの利活用の把握・推進、ガバナンス、リスク管理を統括すること
 - ・生成AIシステムの企画者・提供者は、安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達・利活用をするため、「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして調達・契約等を行うとともに、運用開始後も適切な利用や安全性、品質の確保を定期的に検証すること
 - ・CAIOは「生成AIシステムの利活用ルールひな形」に基づき、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利活用ルールを策定すること。また、利用者はその利活用ルールを遵守すること
 - ・AIの利活用等に関する有識者からなる先進的AI利活用アドバイザリーボードを設置し、高リスクAIの評価・リスク緩和のための助言、各府省における生成AI利活用状況の把握・ベストプラクティスの共有、各府省における生成AIシステム特有のリスクケースの把握・助言等を行うこと等が定められている。
- ◆ 本ガイドラインは、地方公共団体においても、必要に応じ、参考とされることが期待されている。

本WGの報告書骨子案

第1章 3 政府における検討状況 (4) 閣議決定文書

(報告書 骨子案)

- ◆ AI法に基づき、閣議決定文書においては、政府の積極的なAI活用・ガバナンスの確保が明記されている。また、政府においては地方自治体でも活用可能なAI利用環境を整備する予定である。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

AI法に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、AIの研究開発・活用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。社会全体へのAI実装の促進に向け、政府が率先してAIを活用する。そのため、内部開発により政府等のAI基盤を構築するとともに、生成AIの調達・利活用ガイドラインに基づき、ガバナンスを確保する。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

このような政府による積極的な生成AIの利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体がAIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすいAIサービスの開発を推進する。このため、デジタル庁の体制を整備した上で、地方公共団体や民間事業者が共創して短期でAIサービスを改善・プロダクト化する仕組みを確立することとし、プロダクト化されたサービスを全国の地方公共団体に展開することで、地方公共団体における積極的なAIサービスの実装を目指す。その際、特に小規模な地方公共団体がAI学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、デジタル庁で今後構築することとしている政府におけるAI基盤の開発・実装とセットで、基本的なデータ等の整備に向けたフローを確立するとともに、安全・安心なAIの利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体にも共有する。

「新しい資本主義の実行計画2025」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

重要分野での利用や社会課題解決のためにAI活用を推進するとともに、政府や地方自治体等によるAI活用をAIの社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場でのAI利用環境(ガバメントAI)の提供や利用を通じたAI機能高度化を推進する。

本WGにおける議論から考えられる論点及び報告書骨子案

第2章 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方

- 例えば、職員が隣の部署にある情報を自分の部署で使いたいと思った場合、隣の部署へ問い合わせをして入手することになるが、隣の部署が忙しいと、その情報の利用がためられる場合があると聞いている。生成AI導入をきっかけに、庁内における部局横断的なデータ利用について促進されるとよい。
- 自治体における生成AIの利用推進の前提として、自治体のデータガバナンスの強化も必要となる。データの保護や活用、データ形式の統一等、データガバナンスの在り方について整理し、本ワーキンググループの成果物に盛り込むべきと考える。
- 生成AIの活用について焦点を当てるとい方向性が事務局より示されたが、AIは生成AIに限らず発展を遂げている。生成AIの議論のみで本ワーキンググループの問題意識の背景にある、人口減少に伴う働き手の不足や自治体財政のひっ迫などの課題に対応できるかというところおそれるので、例えば画像認識を活用して自治体におけるインフラの管理や点検業務を行うなど広い意味でのデジタル技術の活用を扱うことが望ましいものと考えている。また、AI導入により、単に人力で行われていた業務をAIに置き換えるのではなく、既存の業務プロセスの在り方を見直すことが期待されるのではないか。

(報告書 骨子案)

- ◆ 生産年齢人口が減少し、公務に限らず人材確保が困難となっている中で、職員でなければできない業務に注力できる環境を整えることが重要である。AI導入に伴い、既存の業務の見直しに取り組むことで業務の抜本的な変革が期待される。この際、各自治体が保有する庁内データの部局横断的な利活用が意識されると良い。
- ◆ 近年登場した生成AIについては、文章作成をはじめ、知識やスキルを必要とする作業が可能であり、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化につなげていくことも期待される。

本WGにおける議論から考えられる論点及び報告書骨子案

第2章 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方

- 「AI事業者ガイドライン」では、「AI モデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮」や「AI が生成した偽情報・誤情報・偏向情報」、「個人情報保護法等の関連法令の遵守」、「AI に関わる者が、その関わりにおいて十分なレベルの AI リテラシーを確保するために必要な措置」に言及がある。
- 「著作権や個人情報・機密情報、生成物の正確性への懸念があり、具体的な検討が進められていない。」（第2回 会議資料「生成AI未導入団体へのヒアリング結果」）
- 生成AIの生成物を人が確認した上で業務に利用する前提であれば、業務の効率化と質の向上を実現できると考える。
- 自治体における生成AIの導入における課題として、生成AIの生成物の正確性の懸念が上位にあがっているが、生命、安全に関するものは慎重であるべきだが、それ以外はある程度の誤りは許容することを前提にしながら利用を推進すべきであると考える。
- AI法案は基本法や理念法の位置づけであり、生成AIに対する規制は、既存の法令で対応する整理であるため、既存の法令の適正な改正が推進されなければならない。自治体から寄せられるリスクや規制に対する意見等が法改正の議論のきっかけになると考える。 AI法案には基本的施策として情報収集等が掲げられており、自治体からの意見収集が促進されることを期待する。

（報告書 骨子案）

- ◆ 一方で、生成AIの出力結果には偽情報・誤情報・偏向情報が含まれうるといったリスクや、生成AIに関するリテラシーの欠如から、生成AIに不適切に個人情報を入力し、個人情報保護法等のルールに抵触することになりうるといったリスクにも、十分留意する必要がある。
- ◆ 生成AIの未導入団体からは正確性の懸念を理由に、導入が困難という声も上がる。利用目的に応じて求められる正確性の水準が異なることを意識し、生成物を人が必ず確認するルールを設けることで、これらの懸念を払拭することが重要である。また、生命・安全に関する機微情報でない限り、生成AIを利用した翻訳・検索・取りまとめ等に用いる場合においては、誤りが含まれる可能性があることを明示したうえで、生成AIによる出力結果を表示することも考えられる。

第2章 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方

- 本ワーキンググループは、生成AIのルールに関する議論に捉われるべきではないと考える。テクノロジーの発展が早いことを踏まえると、規制に関する議論だけではなく、将来を見据えたより息の長い議論が必要である。

(報告書 骨子案)

- ◆ これら、生成AIの特性については、技術革新とともに状況が変わりうるため、将来を見据えたAI利用の議論が必要となってくる。AIの利用推進に向けた既存制度のアップデートの必要性も聞かれた。
- ◆ AIを利用した新しい働き方を取り入れることは、若手職員を中心に全職員にとっての魅力を高めることができ、組織全体の活性化・職員の満足度向上にもつながるとともに、人材確保にも有効である。

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方

- 各自治体は、類似する業務を行っているため、RAGを含めた生成AIのノウハウを自治体間で共有できるようにすることで、小規模自治体の負担を軽減できると考える。
- 職員が直接プロンプトを入力しなくても生成AIを簡単に活用できる業務用アプリの取組等ノウハウが横展開されることで、自治体における生成AIの活用が加速すると考える。
- 自治体の人的資源は有限であり、生成AIによるイノベーションの促進に多くの人的資源を割くことが困難な自治体は多い。また、生成AIの技術革新のスピードは速く、生成AIサービスの現状把握のためにかかる労力は大きい。各自治体が、個別に生成AIサービスの現状把握や契約を行うのは非効率であると考える。
- 「生成AIの活用による効用を説明できず、新規予算の獲得が難しい。」（第2回 会議資料「生成AI未導入団体へのヒアリング結果」）
- 本自治体では、生成AIの利用に関するガイドラインを作成して生成AIを利用しているが、職員に付与する生成AIサービスのアカウント数に限りがあり、生成AIを利用できる職員が限られているのが現状である。無料アカウントの数を増やすなど生成AIの利用環境を提供してもらえれば、より多くの職員が生成AIを利用できるようになると考える。
- 本団体では、要機密情報の生成AIへの入力ルールの緩和については、国の動向を注視しているところであり、国に先んじた対応をするところまでは進んでいない。高機能なLLMがオープンソースとして公開され、ローカル環境で完結する構成で生成AIを実装できるようになれば、検討を進められる可能性がある。ナレッジを共有できるプラットフォームが整備されると良いのではないか。
- 国が一括調達したサービスを各自治体に提供し費用面の課題を解消する、自治体間でナレッジを共有できるプラットフォームを開発する等の取組などが考えられるのではないか。
- 各自治体が同じような検討をしなくても済むようにすべきである。中長期的に、生成AIサービスをガバメントクラウドの基本的な機能として搭載していくことを検討しても良いと考える。
- 自治体は人材不足の課題を抱えており、生成AIサービスの導入の検討に割ける時間は限られる。各自治体が個別に生成AIサービスを契約することは、自治体の負担が大きい。約款型の生成AIサービスは、利用手続きが簡単であるものの、機密性の高い情報を入力できない。これらの課題を踏まえると、ガバメントクラウドに生成AI機能を搭載することを検討しても良いと考える。

第2章 1 自治体におけるAI利用に関する基本的考え方

- 小規模自治体を中心に、生成AIの利活用に無関心な自治体や、生成AIの導入に関心があっても、導入に向けての対応が劣後になっている自治体が一定数存在している。政府が主体となって生成AIサービスの利用環境を整備して自治体に提供し、ワードやエクセルと同じ感覚で使えるようにするのが望ましく、各自治体職員に生成AIの利便性を認識してもらうのが良いと考える。

(報告書 骨子案)

- ◆ AIの技術革新のスピードは速く、自治体単位で最新の動向・利用状況を把握するのは人的リソースの制約があり難しいとの声が聞かれた。そのため、AIの利用ノウハウについて、自治体間でナレッジを共有できる取り組みが必要だという意見が複数あった。
- ◆ AIの普及が避けられない中、多くの団体が個別にAIの調達手続を実施することは、非効率的であるとの指摘も複数あった。特に、小規模団体からは、費用対効果の説明が困難との声が上がり、地方自治体が無料で利用できるAIのニーズが存在する。そのため、国が希望する地方自治体に安全・安心なAI利活用環境を提供するのが望ましい。
- ◆ この点、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、
 - ・「地方公共団体が AIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進」
 - ・「特に小規模な地方公共団体が AI 学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、(中略) 安全・安心なAI の利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供」等と盛り込まれているところであり、国によるAI利活用環境の整備に期待しつつ、その動向を注視していく必要がある。

本WGにおける議論から考えられる論点及び報告書骨子案

第2章 2 利用方法（1）部局共通での利用

- 第3回検討会で示した「自治体における生成AI導入状況調査（速報版）（令和6年12月31日現在）」において
・利活用の実態として、あいさつ文の作成、議事録作成、企画書案の作成等の汎用的な利用が上位を占めている
・そうした利用においても、一定の定量的効果が確認されている
各団体の活用事例：議事録の要約時間を50%削減できる見込み、
企画書・計画書案作成業務の文章作成作業において1.5時間（約30%）/件削減
- 生成AIとRPAを組み合わせることで、市民アンケートの分類作業が2週間から2日間程度に短縮された。（第1回「先行団体における生成AI導入事例」）
- 自治体における外国人住民や外国人観光客向けの案内の翻訳に、積極的に生成AIを利用していくべきであるとする。生成AIの翻訳は不完全であったとしても、翻訳がある方が便利であるため、過度に正確性を求めて公開しないよりも、非公式な翻訳として公開した方が良いと考える。不完全さは、ユーザーからのフィードバックを得て改善していく必要があるため、翻訳の利用者が、疑問点や指摘を簡単に連絡できるようにすべきである。
- 専門用語が使われる場合、（当該分野に不慣れな）通訳よりも生成AIによる翻訳の方が有用な場合もある。
- 民間事業者はカスタマーハラスメントへの対応に積極的に生成AIを活用している。自治体もカスタマーハラスメントへの対応に生成AIを活用できるように検討を進めた方が望ましい。

（報告書 骨子案）

- ◆ 自治体内で部局共通での利用が可能な文字起こし、議事録の作成、文章要約であっても、一定の定量的な効果が報告されているところである。多くの職員の潜在的なニーズが見込まれることから、優良事例を庁内で広く展開するのが効果的であり、全国的な共有も進めていくのが望ましい。
- ◆ 不正確な点が残ったとしても、外国人向けの案内の翻訳などは、作成しないよりも誤りの可能性を明示して公開する方が、利便性が向上する。公開後に、誤りがあった場合の修正を柔軟に行う姿勢が求められている。
- ◆ 例えばカスタマーハラスメント対策では、民間企業は積極的に生成AIを活用し、業務効率化と従業員の心理的負担の軽減を実現している。自治体も同様に生成AIを活用する検討を進めるべきである。

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 2 利用方法（2）部局の個別の業務における利用

- 相談記録表への生成AI利用の実証や仕様書業務特化型の生成AIサービスの活用という業務効率化の事例が存在する。（第29回 自治体DX検討会資料（令和6年5月22日））
- 本自治体では、ローコードツールを活用して、庁内ナレッジをデータベースに蓄積している。一方で、検索性の低さ等から、蓄積した庁内ナレッジが十分に利用されていない課題がある。今後、データベースを整形し、RAGを用いた生成AIを使って情報の取り出しを簡単にしたいと考えている。
- RAGを用いた事例として、香川県の「CatBotの庁内QA機能」や神戸市の「新庁内向けFAQシステム」が紹介されたところ。（第2回 香川県提出資料及び神戸市提出資料）
- 本自治体でRAGを利用した際に、Q&A形式のように情報が整然とデータベースに格納されている場合には、生成AIが生成する回答の精度が高いと感じている。省庁から発出される通知について、各自治体がデータベースに格納し、RAGを利用する前提で発出されると、自治体職員の負担はかなり軽減されると考えられる。
- 省庁から発出される通知は、自治体職員にとっても難解な場合がある。各自治体においてRAGを利用する前提の下、各通知とあわせてQ&A形式のデータが提供されれば、庁内での質問対応を生成AIに任せることも可能となり、利便性が高まると考える。
- 事業者によって、RAG活用時のベクトル値の取り扱いルールが異なると想定される。省庁が、各自治体においてRAGを利用する前提でデータを提供するとなると、ベクトル値の取り扱いルールの標準化について、議論が必要となる可能性がある。
- 省庁からの通知を機械判読可能な形式で発出することは、オープンデータ政策の議論でも言われてきたことである。RAGの利用が普及していることを踏まえて、改めてオープンデータ政策と自治体の生成AI利用に関する政策を関連付ける必要があると考える。
- 今後、RAGの情報をどのように守るのかの議論も必要となると考える。プロンプトインジェクションによって、機密情報が漏洩することを防ぐ必要がある。地域コミュニティの重要性が高まっている中で、LLMに入力された情報を自治体単位でどのように保護するかが重要になると考える。

第2章 2 利用方法（2）部局の個別の業務における利用

（報告書 骨子案）

- ◆ 生成AIの出力結果の精度を上げることで、部局の個別の業務に利用できる事例も存在する。例えば、仕様書作成に特化した生成AI搭載のアプリが見受けられ、自治体における個別の業務の特性に合致したAIを利用することで更なる効率化が図られることが期待される。
- ◆ 必要なセキュリティ対策を講じた上で、各自治体がこれまで蓄積してきた業務関連情報を格納したデータベースを基に生成AIが検索することで、精度の向上に寄与するRAG（検索拡張生成）の有効性が指摘されている。短期的には、その仕組みを構築するノウハウの横展開が重要である。今後、RAGの利用が前提となった場合、各府省庁が機械可読な状態で自治体に通知を出すことで、更なる精度の向上や情報を格納する自治体側の作業の負担の軽減を図ることができる。
- ◆ 本ワーキンググループにおいては、庁内向けの文書、マニュアル等を学習させることで、旅費事務や会計事務といった庁内事務において有効に活用されているという旨が報告されている。こうした技術を、法令事務や住民向け業務においても活用することができれば、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながることを期待される。

本WGにおける議論から考えられる論点及び報告書骨子案

第2章 2 利用方法（3）従来型AIなど

- AI-OCRの利用によって手作業でのデータ化が不要となった事例やAIによる画像解析・選考マッチングなどにより業務時間の短縮につながった事例など、生成AI以外の従来型AIの効果も高いところ。（第1回 会議資料「地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況①」「地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況②」）
- 「橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、技術職員がいない小規模団体においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい」とされ、ドローンによる映像からAIを活用し、診断の補助を実施する事業が実証実験されている。（第4回持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会資料（令和7年2月27日））
- 総務省は、令和4年6月に「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉」の改訂版（第3稿）を公表し、従来型のAIの活用・導入を促進しているところ。また、「自治体DX推進参考事例集」の中で、AI・RPAを活用した優良事例について団体名・利用サービス・コスト・スケジュールなどを紹介しているところ。

（報告書 骨子案）

- ◆ 生成AI以外の従来型AI（登録されたルールに基づく情報処理などを想定）であっても、業務効率化や行政の質の向上につながることは、これまでの活用事例から明らかである。
具体的には、
 - ・ 橋梁の点検における損傷の検知及び定量的な評価による診断補助のため、ドローンの撮影した映像をAIにより分析
 - ・ RPA・AI-OCRによる反復的な入力・データ化作業事務の効率化等の事例が確認されているところであるが、引き続き、総務省としても、優良事例を紹介し、各自治体での導入を促進することが重要である。

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 3 留意事項（1）ガバナンス確保のための体制構築

- 「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」（以下、政府ガイドライン）では、各府省庁に、「各府省庁における行政の進化と革新のための生成 AI 利活用方針を策定・推進し、組織全体の利活用状況とリスク管理等を統括管理する者」としてAI 統括責任者（CAIO：Chief AI Officer）を設置するとともに、国に、「AI の制度、利活用、リスク管理、サイバーセキュリティ等に高度な知見を有する有識者（民間有識者と政府職員の双方を含み得る）等からなる「先進的AI利活用アドバイザリーボード」を設置すること等を通じて、ガバナンス体制の確保がなされている。また、「デジタル庁のAI有識者/担当職員等が、デジタル庁が各府省庁に派遣している専門人材とも連携して、各府省庁のプロジェクトにおける生成AI利活用について必要に応じて支援する体制も整えていく。」と記載がある。
- 自治体における生成AI導入状況調査（速報版）（令和6年12月31日現在）では、取り組むための人材がない又は不足している」という回答数が増加したため最多となった。（第3回 会議資料「生成AIの導入における課題」）
- 小規模自治体では、専門知識を持ったCIO補佐官の適任者の確保が難しい状況である。仮に自治体における生成AIの推進・ガバナンス体制図として、CAIOを設置するひな型が示されたとしても、小規模自治体では、誰かがCAIOを兼任する形になってしまうと考える。
- 「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（案）」において、各府省が、CAIOを設置する体制が記載されている。一方で、自治体には「先進的AI利活用アドバイザリーボード」の設置を求めるものではない。同様の組織を自治体に設置する場合には、法務・個人情報保護・人権擁護・情報部門等の複数の部門が連携した体制になると考える。そのため、推進体制の例を示せると良いと考える。
- 本自治体では、データ処理が国内で完結する仕組みで生成AIを利用している。また、入力データは学習に利用されないようにするとともに、RAGが参照するデータベースは庁舎内のサーバに置いている。このように、万全のセキュリティ対策を講じている。一方で、機密性2以上の情報を生成AIに入力しても問題ないのかの判断がつかないため、機密性2以上の入力は禁止している。自治体でも共通のアドバイザリーボードに相談できるのが理想ではあるが、現実的には難しいため、庁内における体制も含めた生成AI利活用のルールひな型を示していただきたい。
- 小規模自治体においては、国のように、「先進的AI利活用アドバイザリーボード」を設置することは困難である。複数自治体合同でアドバイザリーボードを設置する形態や、都道府県が設置したアドバイザリーボードを各自治体が利用できる形態等が実現できると良いと考える。

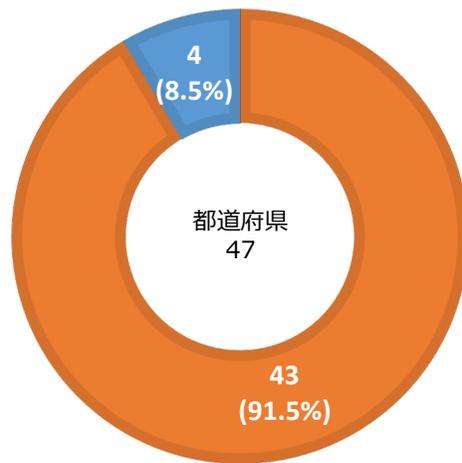
2. 調査結果 (1) 自治体DXの推進体制等

「自治体DX・情報化推進概要」
(令和5年4月1日現在)
(令和6年4月公表)
を基に事務局において作成

① 組織体制

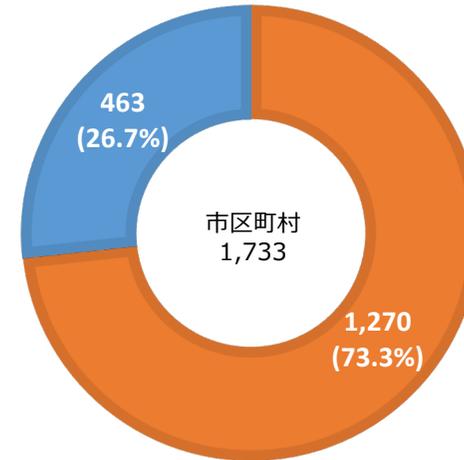
1 CIO（情報化統括責任者）の任命

都道府県では43団体（91.5%）、市区町村では1,270団体（73.3%）がCIOを任命している。
また、任命している団体のうち、役職の内訳は次のとおりである。

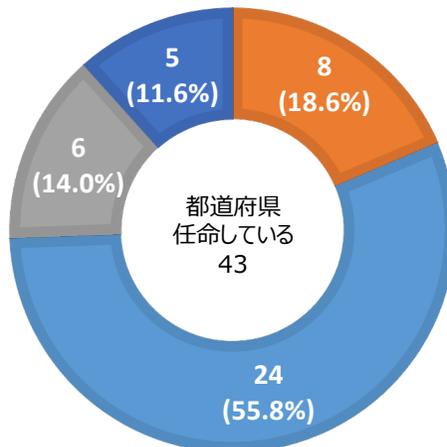


CIOの任命

- 任命している…43
- 任命していない…4

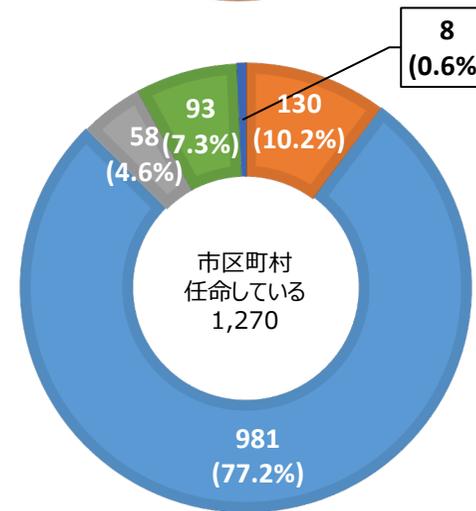


- 任命している…1,270
- 任命していない…463



CIOの役職

- 知事…8
- 副知事…24
- 部局長級…6
- 課長級…0
- その他…5



- 市区町村長…130
- 副市区町村長…981
- 部局長級…58
- 課長級…93
- その他…8

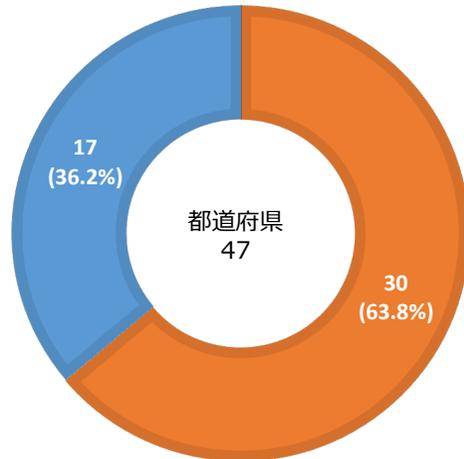
2. 調査結果 (1) 自治体DXの推進体制等

「自治体DX・情報化推進概要」
(令和5年4月1日現在)
(令和6年4月公表)
を基に事務局において作成

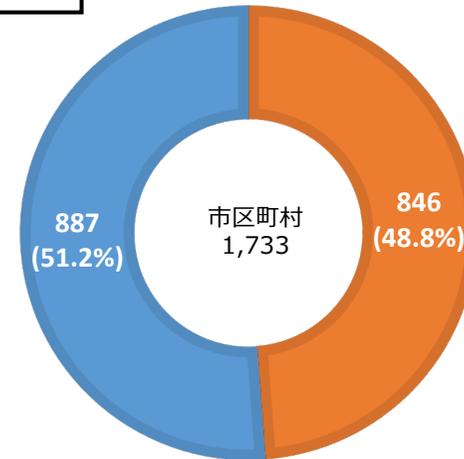
2 CIO補佐官等の任命

都道府県では30団体(63.8%)、市区町村では846団体(48.8%)がCIO補佐官等を任命している。
また、任命している団体のうち、役職の内訳は次のとおりである。

CIO補佐官等の任命

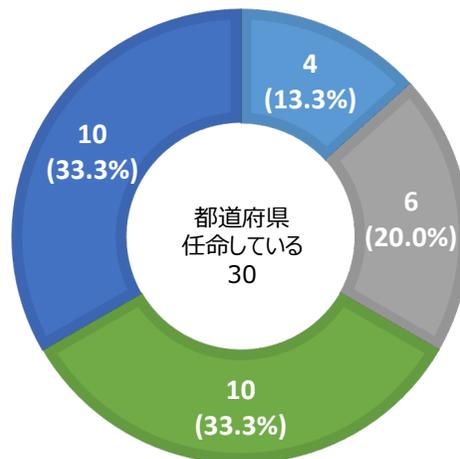


- 任命している…30
- 任命していない…17

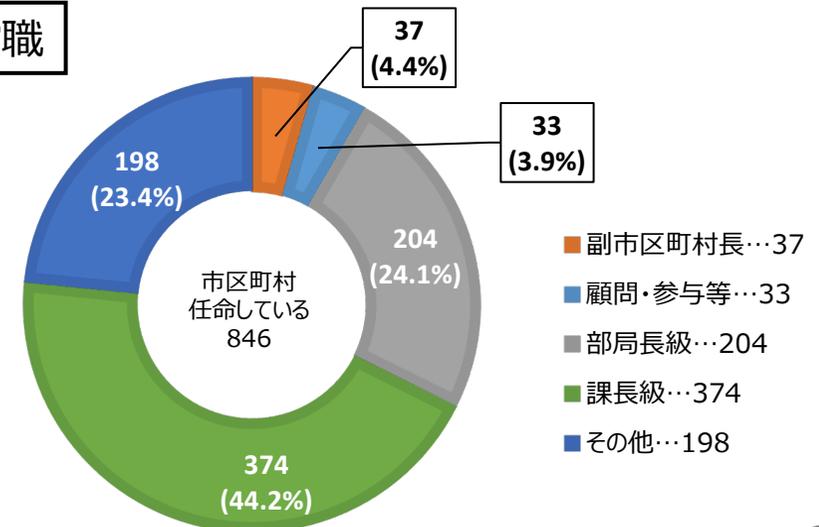


- 任命している…846
- 任命していない…887

CIO補佐官等の役職



- 副知事…0
- 顧問・参与等…4
- 部局長級…6
- 課長級…10
- その他…10



- 副市区町村長…37
- 顧問・参与等…33
- 部局長級…204
- 課長級…374
- その他…198

本WGの報告書骨子案

第2章 3 留意事項（1）ガバナンス確保のための体制構築

（報告書 骨子案）

- ◆ 「自治体DX・情報化推進概要」（令和5年4月1日現在）では、地方自治体のCIOは首長・副知事・副市区町村長が多く、CIO補佐官は外部デジタル人材の活用が進んでいる。（（）は前年度比）
 - CIO等については都道府県で43団体（+5）、市区町村で1,270団体（+48）が任命している。
 - CIO補佐官等については都道府県で30団体（+3）、市区町村で846団体（+48）が任命している。
- ◆ 国は各府省庁にCAIOを設置し、AIの利活用・リスク管理のガバナンス体制を明確化している。地方自治体においても、AIの利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要がある。地方自治体にCAIOを設置する場合、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIOとCAIOが兼務となることが多いと考えられる。
- ◆ 自治体にCAIOを置く場合、CIO補佐官のように、CAIOのマネジメントを専門的な知見から補佐する人材の設置が求められる。AIに関する専門的知見が必要となる観点からは、一部の大都市を除けば人材確保が困難と見込まれるため、共同設置による複数団体でのCAIO補佐官の確保が望ましいと考えられる。また、都道府県が確保した専門人材を、CAIO補佐官として市区町村へ派遣することも効率的と考えられる。
- ◆ 政府において設置される「先進的AI利活用アドバイザリーボード」と歩調をあわせて、専門的知見を有する第三者による相談機能の強化を図ることが求められる。

デジタル統括責任者（旧：府省CIO）の役割	CAIOの役割
当該組織における総合的・計画的な行政デジタル化の推進を統括する責任者のこと。（デジタル社会推進標準ガイドライン内の「DS-130 標準ガイドライン群用語集」より抜粋）	当該組織における総合的・計画的な行政デジタル化の推進を統括する責任者である デジタル統括責任者の役割のうち、AI分野に係る役割を担う 。（「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」より抜粋）

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 3 留意事項(2) 要機密情報の取扱い ①個人情報(自治体機密性3B、3C)

<個人情報保護の必要性について>

- 個人情報保護法(以下、法)第61条及び第69条により、保有個人情報が規律され、利用及び提供の制限と例外措置としての利用目的以外の目的のための利用及び提供が定められる。また、3年ごと見直し規定により現在「統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」について議論がなされている。(第4回 資料2 個人情報保護委員会事務局提出資料)
- 個人情報は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に照らすと機密性2に分類され、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に照らすと、自治体機密性3B・3Cに分類される。国の基準で、機密性2情報に該当する情報は、自治体機密性3B・3C情報及び自治体機密性2情報に分類されるため、自治体機密性2情報と、自治体機密性3B・3C情報を分けて検討する必要があると考える。
- 生成AIモデルの開発に個人情報を用いる際に、統計的な情報として個人情報が処理される場合もあれば、個人が識別される形で情報が処理される場合もあると考える。例えば、年齢や性別に応じて一般的な健康リスクを回答させるように生成AIを開発・利用する場合もあれば、特定の個人の健康リスクを回答させるように生成AIを開発・利用する場合もあり得る。生成AIモデルの開発時の個人情報の取扱いについて、どこまでを統計作成のための利用の範囲とし、どこからを個人の権利・利益を侵害するおそれのある利用の範囲とするか整理する必要があると考える。
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」では、情報公開法の不開示情報をベースに、取扱いが制限される要機密情報の内容が定められている。情報公開法で、不開示情報が定められている理由は、国の安全に関する情報、法人の営業秘密等の秘密にすべき情報が、公開されないようにするためであり、個人情報も秘密にすべき情報に含まれるものである。一方で、個人情報保護法で個人情報の取扱いについてルールが定められている理由は、情報の秘密を守るだけでなく、予め個人情報の取扱いのルールを定めることで、個人の権利・利益が侵害されるリスクを予防するためであると理解されることが一般的である。生成AIの利用に伴う個人情報の取扱いを検討する際には、なぜ個人情報を保護する必要があるのか、という観点から検討する必要があり、自治体における機密性の分類を検討する際にも、同様にどの情報をどの理由でどの程度保護するのかを検討する必要があると考える。
- 個人情報の取扱いに対する市民の不安を解消することが課題であった。それらリスクや課題に対し、条例改正等の利用上のルール整理を早い段階で行うことで解決した。(第1回 会議資料「生成AIの導入における課題についての地方公共団体の意見」)
- 生成AIで個人情報が取扱われるとしても、適切な防護措置により、情報漏洩や個人が特定され得る回答の出力を防ぐことができれば、問題は生じないと考える。個人情報について、機密であることを理由に使用をしないのではなく、職員の権利を守るという観点も含め、適切な防護措置のあり方を考えていく必要があると考える。

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 3 留意事項(2) 要機密情報の取扱い ①個人情報(自治体機密性3B、3C)

<個人情報を取り扱う手法・要件について>

- 福祉相談の相談記録表作成業務において、個人情報に当たる部分をマスキングし、生成AIに入力しないようにした上で、対面・電話による相談内容の要約などに活用。(第2回 会議資料「生成AIのユースケース例②」)
- 情報セキュリティ対策の技術的対応として、個人情報と思われる情報を入力するとポップアップが表示される仕組みとなっている。(第2回 会議資料「生成AI導入団体へのヒアリング結果(利用に当たっての留意事項①)」)
- 行政は、強制力を伴って個人情報を取得している側面があることに留意する必要があるが、強制性に見合った安全保護措置が取られるのであれば、行政運営の改善のために個人情報を活用することが認められてもいいと考える。そのようなニーズの有無を確認し、検討を進める必要があると考える。
- プライベートな領域に格納した庁内ナレッジに基づいて、回答を生成するような、要機密情報が外部に流出しない仕組みであれば、生成AIで個人情報を取扱っても問題は生じないと考える。
- 個人情報を学習に用いず、国内サーバで処理する生成AIモデルであれば、個人情報を取扱って問題ないのではないか。
- それ単体では特定の個人を識別できないような情報を、生成AIの学習に利用せず、かつ、データの保存先が国内サーバであるような仕様であれば、生成AIにそれ単体で個人を識別できる情報を入力しても問題ないと考える。デジタル庁が策定を予定する「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」も同様の考え方に立っていると認識している。
- 本自治体では、内製した文字起こしツールで、自治体機密性3B及び自治体機密性3Cに相当する情報を処理しても問題ないという見解で運用を進めている。一方で、自治体機密性3B・3Cにあたる情報を、RAGで参照できるようにするために、クラウドサービスに格納することは現状認めていない。自治体でのRAGの活用を広げるためにも、本ワーキンググループの報告書には個人情報等が含まれる情報の取扱いについて踏み込んだ表記が求められる。
- 多くの自治体に参照されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は、国の定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定等を踏まえて改定されてきた経緯がある。そのため、同ガイドラインに、注意点を十分記載した上で、個人情報を生成AIに入力することもできるという旨を記載すべきであると考えます。ガイドラインに記載することが難しいということであれば、本ワーキンググループの報告書に記載する対応も一案と考えます。

第2章 3 留意事項（2）要機密情報の取扱い ①個人情報（自治体機密性3B、3C）

（報告書 骨子案）

- ◆ 本ワーキンググループでは、適切なリスク対策を講じた上で、生成AIへの個人情報の入力によって、業務効率化を図るのが望ましいという意見が挙げられた。
- ◆ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、政府機関における対応と整合性を持たせ、自治体機密性3C・3Bの情報をパブリッククラウドサービスで扱う場合は、アクセス制御、機密性保護のための暗号化等の対策の実施を求めた上で、ISMAP登録サービスは利用可とされている（ただし、画一的な約款等への同意のみで利用可能となるものでは機密性の高い情報を扱わないとしている）。
- ◆ 令和7年2月3日に個人情報保護委員会事務局から「DeepSeekに関する情報提供」がなされ、DeepSeek 社による生成 AI サービスを利用する場合、データが中華人民共和国に所在するサーバに保存され、中華人民共和国の法令が適用される点の情報提供が行われた。例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令等が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることに注意する必要がある。
- ◆ 現在、自治体においては、住民のプライバシー意識の高まりを踏まえ個人情報の取り扱いの重要性を認識しており、生成AIへの個人情報の入力は、情報漏えいの懸念から抑制的となっている。
- ◆ 個人情報の丁寧な取り扱いと同時に、生成AIの利用に対して委縮しすぎない姿勢が大切である。具体的事例として、ISMAPに登録された生成AIを用いて、福祉関係の調査業務で得られる個人情報を含んだ記録をもとに、文書化、要約、様式への落とし込み等を行うといったかたちで業務効率化を図る取組が行われている。その際、当該団体の情報セキュリティポリシーとの整合性をとり、利用可能な職員は当該業務従事者に限る運用としている。
- ◆ 現在、個人情報保護法の改正等、国におけるルール整備に係る議論が進められているところであり、その動向を注視しながら対応していくべきである。

本WGにおける議論から考えられる論点

第2章 3 留意事項（2）要機密情報の取扱い ②その他の要機密情報（自治体機密性2）

- 非約款型で、入力データが学習に利用されず、十分なセキュリティ対策が講じられている生成AIであれば、機密性の高い情報の取扱いを可能とする余地もあると考える。法律上も、機密性2以上の情報の取扱いが禁止されているものではないと理解している。
- 令和6年度にAI事業者ガイドラインが改定され、AIサービスを契約する際の開発者・提供者・利用者間の責任分界に関する記載が充実化された。自治体が生成AIサービスを契約する際の責任分界の在り方についても、検討する必要がある。
- 本自治体では、AIの活用等に関する条例を制定しているが、セキュリティポリシーの上位の規定として制定したものではない。生成AIを含むAIの利活用を推進する方針や、市長が安全性を認めた場合には要機密情報の生成AIへの入力を認める等の運用ルールを市民に示すことを意図したものである。国と同じ方向を向いていると認識しており、国の方針に対する違和感はない。
- 本団体では、安全性を確保した上で市長の許可で機密性2以上の入力を可能にする規定を置いている。
- 本自治体では、生成AIガイドラインは策定していない。個人情報への入力禁止や生成AIの生成物をそのまま利用しないこと等の留意事項をまとめた動画を視聴した職員のみで生成AIサービスのアカウントを配付する運用である。
- 本自治体で制定した生成AIの利用に関する条例には、自治体は住民に対して説明責任を果たす必要がある旨を記載している。あわせてリスクアセスメントの実施についても規定している。自治体が生成AIサービスを調達する際には、生成AIの利用に伴うリスクや責任の所在を明確にした上で調達することが重要であると考えます。
- 本団体では、生成AIへの個人情報の入力に係る安全性については、入力データの学習利用の有無、裁判所の管轄国、生成AIに入力されたデータの保存場所等技術的な要件を踏まえて、案件ごとに判断をしている。また、行政処分以外でリスクアセスメントの対象となる「その他市民生活に重大な影響を与えるおそれがあるもの」については、例えば具体的に申し上げると、要綱に基づく給付や、井戸水の水質検査、避難勧告等行政処分には該当しないものであっても、市民生活への影響が大きいものを想定している。

第2章 3 留意事項（2）要機密情報の取扱い ②その他の要機密情報（自治体機密性2）

（報告書 骨子案）

- ◆ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、政府機関における対応と整合性を持たせ、自治体機密性2の情報をパブリッククラウドサービスで扱う場合は、アクセス制御、機密性保護のための暗号化等の対策の実施を求めている（ただし、画一的な約款等への同意のみで利用可能となるものでは機密性の高い情報を扱わないとしている）。
- ◆ 生成AI特有の配慮事項として、入力した要機密情報を学習させない仕組み（オプトアウトの徹底）が重要である。また、自治体は利用するサービスの責任範囲を利用前に整理し、サービスを利用する際のリスクの対応について、十分に検討する必要がある。
- ◆ 住民や議会からは、生成AIへの個人情報の入力に対する不安の声も存在する。どの業務に、何を入力するのか、その結果、どのように住民サービスの質の向上につながるのか、説明していく姿勢を忘れてはいけない。

第2章 3 留意事項（2）要機密情報の取扱い

③クラウドサービスと非クラウドサービス（オンプレ等を想定）の環境の違い

- 生成AI利活用時の要機密情報・個人情報の取扱いに関する留意点は、クラウド利用時の留意点と重複する点が多い。これは自治体が生成AIサービスを利用する際にはクラウド上の生成AIを利用することが多いことを踏まえると自然なことである。一方で、生成AI利用に伴う固有のリスクもある。そのため、生成AI固有の留意事項、クラウド上でAIを利用する際の留意事項、クラウド一般についての留意事項を整理する必要があると考える。また、自治体など組織内で生成AIのサーバを構築する場面も想定されるため、生成AIをクラウド上で利用する場合だけでなく、オンプレミスで利用する場合の留意事項についても検討する必要があると考える。
- RAGについて、検索するデータベースをローカルネットワーク上とクラウド上のいずれに置くかという点や、クラウド上に置く場合であっても、クラウドが国外にあるのか国内にあるのかでセキュリティの対応が変わってくる。また他にも、LLMをダウンロードしてローカルネットワーク内で運用する場合や、LLMが既にスマホやパソコンなどの媒体に搭載されている場合のセキュリティの対応も検討する必要がある。全てのセキュリティ上の対応を本ワーキンググループの報告書に網羅的に記載することは現実的ではないが、体系的にわかりやすく説明できる内容が求められる。

（報告書 骨子案）

- ◆ 現状クラウドサービスのAIが多いが、利用目的・利用手法によって、オンプレミス環境など構築するAI環境が変わることが考えられるため、クラウドサービス以外の利用もある点に留意する必要がある。

第2章 3 留意事項（3）人材育成

<利用者を増やすための取組について>

- 幹部職員向けの体験会や、庁議の場で利用を促すなど、幹部職員の理解醸成に向けた取り組みをしている団体があった。（第2回 会議資料「職員への生成AI浸透のための取組」）
- 生成AIの効果検証を行うにあたっては、「あいさつ文案の作成」や「議事録の作成」等の業務だけでなく、庁内での問い合わせ対応のような名もなき業務の削減効果もあることを考慮する必要がある。また、職員の利用拡大のためには、生成AIの推奨される使い方について示すことが大切なのではないか。
- 本自治体職員の生成AIの利用率は、約4割に留まっている。生成AIの利用を更に促進するためには、生成AIを利用して得られる感動体験を創出する必要がある。RAGを活用し、生成AIが各業務に根差した回答を生成できるようにすることで、感動体験を創出できると考える。RAGを活用したとしても、参照できる情報量が少ないと回答精度が上がらないため、データベースに格納する情報量を増やしていくことが重要である。

<職員のリテラシーの向上について>

- 生成AIが利用者の求めている回答を高精度で出力するためには、背景情報を適切に入力する必要があるが、その方法が課題ではないか。
- 利用者ごとに有する知見は異なるため、生成物が独創的なアイデアなのか、ハルシネーションなのか、判断がつかない場合も想定されるのではないか。
- 本団体においては、議会の答弁案の作成や、ゆるキャラの名前のアイデア出し、Excelの関数やマクロのコードの作成・修正、市民意見への回答、計画書の要約等、様々なシーンで生成AIを活用している。一方で、一定数の職員は生成AIを使っておらず、活用状況が二分化している。より幅広い職員の生成AIの活用につなげるとともに、既に生成AIを活用している職員の更なる活用を促すため、基礎的な研修と応用的な研修に分けて研修を実施する等の工夫を行っている。
- 本団体では、既に生成AIアプリを私用のスマホにインストールしている職員も多く、シャドーAIの懸念もあったことから、業務用の生成AIを導入した。

第2章 3 留意事項（3）人材育成

（報告書 骨子案）

- ◆ 自治体がAIを導入するためには、首長や幹部職員の理解醸成が重要である。首長の強いコミットメントと人材育成・人事担当部局とDX推進担当部局との緊密な連携の下で、全庁的にAIを利用可能な組織を目指すべきである。
- ◆ また、専門人材と一般の職員の橋渡しを行うDX推進リーダーと呼ばれる職員も重要である。このような職員の育成にあたっては、特に小規模団体が自前で育成することは大きな負担となることから、都道府県と市町村が連携したDX推進体制における合同研修等に取り組むとともに、自治大学校や市町村アカデミー、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）といった外部機関における研修を活用していくことが有効である。
- ◆ 自治体がAIを導入した後は、実際に利用する職員を増やすことが重要である。即時利用可能なプロンプト集、職員のレベル別の研修などに取り組むのが有効であると考えられる。なお、AIに過度に依存することで、職員の文章作成・読解能力や企画立案能力の向上が妨げられることがないように職員の能力向上にも努める必要がある。
- ◆ 職員の基礎的なリテラシーの向上は、情報セキュリティインシデントを防ぐために重要である。例えば、生成AIは学習機能があるため私用デバイスへ私的にインストールした生成AIに職務上知り得た個人情報を入力してはいけないといった基本事項を、全職員に周知していく必要がある。

地方公共団体職員に対するデジタル分野の研修等①

研修等の名称	実施時期・期間	対象者			内容	申込方法、参考URL、既存の事務連絡等
		都道府県	市区町村	所属等		
総務省自治大学校（一般研修課程）						
第1部課程	第144期：5月8日～9月12日 第145期：10月21日～3月6日	○	○	都道府県、政令指定都市、中核市等の課長補佐、係長級の職員 ※定員80名	幹部候補生の職員向けに、幹部として必要な政策形成能力、行政経営能力等を身につける研修	
第2部課程	第208期：5月27日～8月7日 第209期：9月2日～11月14日 第210期：12月5日～3月4日	×	○	市町村等の課長補佐、係長級の職員 ※定員100名	<ul style="list-style-type: none"> 「我が国におけるDXの動向」 「デジタル化・DXの動向とデジタル行財政改革」 「オープンデータの活用」 「AI技術の活用」 「デザイン思考とDX」 「DX推進におけるマネジメント」 「自治体DX推進における管理職の役割」 	(申込方法) 「調査・照会（一斉調査）システム」から申込 (推薦受付期間については、研修計画P34参照)
第1部・第2部特別課程	第49期：8月29日～9月26日 第50期：1月30日～2月27日	○	○	都道府県及び市区町村等の課長補佐、係長級の女性職員 ※定員120名		参考URL：自治大学校研修計画 https://www.soumu.go.jp/jitidai/kenkyu/keikaku.htm
第3部課程	第115期：7月15日～8月8日	○	○	都道府県及び市区町村等の管理職（課長級）職員 ※定員120名	等のデジタル化とDXに係る課目の実施及び更なる充実	

地方公共団体職員に対するデジタル分野の研修等②

研修等の名称	実施時期・期間	対象者			内容	申込方法、参考URL、既存の事務連絡等
		都道府県	市区町村	所属等		
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)						
(動画研修:約40セミナー) ・マイナンバー利用事務・関係事務担当者のための個人情報保護 ・自治体DX入門 ・政策立案者(副市長、企画部長等)向け【DX】 ・新任情報化担当者【DX】 ・BPR基礎 ・データ利活用入門【DX】 ・ICTの基礎 ・ネットワーク【DX】 ・DXによる政策推進【DX】 ・システム監査【DX】 ・ AI・RPA導入【DX】 ・運用・保守委託契約担当者【DX】 ・システム運用管理 ・マイナンバーカードの利活用 ・ 生成AI基礎【DX】 ・自治体職員のための「情報I」 他	4月～2月末 ※順次公開、公開期間中いつでも受講可	○	○	情報政策担当職員を中心とした一般行政職員 ※定員 動画研修、リモートラーニング：原則、定員なし	情報システムを利用して業務を行う職員が知っておくべき情報化の動向や情報セキュリティ対策の知識に加え自治体DXの進展を踏まえデータの利活用やBPR実践等を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(約40セミナー)、ライブ研修(11セミナー)及びリモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修(4コース)を用意	動画研修、リモートラーニング申込方法： 受講システムより団体管理者のIDの取得を行い、団体管理者及び受講者が受講を希望する研修を登録 ライブ研修申込方法： J-LISのホームページから申込み
(ライブ研修：11セミナー) ・BPR実践【DX】 ・プロジェクト管理【DX】 ・リーダーのための自治体DX入門【DX】 ・ステークホルダーマネジメント【DX】 ・情報化研修企画【DX】 ・情報化研修講師実践【DX】 ・データ利活用実践【DX】 他	5月～11月 1日間及び2日間	○	○	ライブ研修：40名		
(リモートラーニング：4コース) ・デジタルリテラシー(IT/パスポート対応)コース【DX】 ・情報セキュリティコース【DX】 ・個人情報保護コース【DX】 他	7月～2月末 ※順次公開、公開期間中いつでも受講可	○	○			

※【DX】・・・「教育研修御案内(令和7年度)」(JLIS)において主にDX推進担当者の受講を想定した研修

地方公共団体職員に対するデジタル分野の研修等③

研修等の名称	実施時期・期間	対象者			内容	申込方法、参考URL、 既存の事務連絡等
		都道府県	市区町村	所属等		
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）						
業務改革（DX）のための基礎知識講座 ※令和7年度～	①7月7日～7月9日（3日間） ②10月14日～10月16日（3日間）	×	○	市区町村職員 ※①50名 ②50名	DXの目的、目指すべき姿を理解し、業務フローを作成する技術や、進捗管理方法等を学ぶことにより、デジタルツールを導入するための必要な基礎知識の習得を目指す	（申込方法） 市町村アカデミーHPの申込画面より、各市町村研修担当課を通じて申込み。 （URL） https://www.jamp.gr.jp
ICTによる情報政策＜地方公共団体情報システム機構と共催＞ ※平成25年度～	①9月1日～9月5日（5日間） ②11月17日～11月21日（5日間）	×	○	市区町村情報政策担当職員 ※①50名 ②50名	ICTの利活用の最新動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義・演習を通じて自治体業務のICT化やDXの実現のために必要な専門的知識と業務遂行能力の向上を目指す	
教育現場のDX ※令和4年度～	12月1日～12月5日（5日間）	×	○	教育委員会事務局職員、学校現場の教職員等 ※40名	GIGAスクール構想における市町村の役割、デジタル時代を踏まえた様々な教育・学習手法、教育の在り方等に関する講義を通じて教育現場DXの理解を深める	
行政のデジタル化の推進～業務担当部局の業務改革（DX）～ ※令和4年度～	1月19日～1月23日（5日間）	×	○	市区町村職員 ※50名	業務フローの作成により効率化すべき部分を見つける手法や、他団体の先進事例等を学ぶことにより、各部署での自律的なDX推進に必要な知識の習得を目指す	
業務改革（DX）のためのデジタルツール活用実践講座 ※令和7年度～	2月24日～2月26日（3日間）	×	○	業務フロー作成等の基礎知識のある市区町村職員 ※50名	ローコード・ノーコードツールや 生成AI 等について学ぶことにより、デジタルツールを活用するために必要な知識の習得を目指す	
DX推進リーダー育成セミナー＜総務省地域情報化企画室と共催＞ ※令和5年度～	3月2日～3月6日（5日間）	×	○	DX推進リーダーの指定を受けた市区町村職員（予定を含む。） ※50名	有識者による講演やグループワーク等を通じて、民間企業から自治体へ転職等した者等を含め、各自治体におけるDX推進の実務の中核を担う人材に求められるスキル等を身につける研修	

本WGにおける議論から考えられる論点

第3章 1 自治体向けガイドラインの策定

- 「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」（令和5年12月31日現在）及び（速報版）（令和6年12月31日現在）によれば、生成AI利用におけるガイドライン策定状況は、「策定済」は645団体と前回（359団体）と比べて増加したものの、「未策定」が1,004団体（前回1,197団体）と引き続き最も多い。（第3回 会議資料「生成A I利用におけるガイドライン策定状況」）
- 現状、生成AIを利用して公文書を作成することに関して、特にルールは設けられていないという認識である。今後、当事者が生成AIを用いて公文書を作成する際、不安になったり、判断に迷ったりすることがないように、適切に文書作成できるようなルールあるいはガイドラインを定めることが望ましい。
- 各自治体において、生成AIの利用に関するガイドラインを策定しているが、その際に、どの自治体も類似する内容を検討しているように見受けられる。このことを踏まえると、政府が自治体向けに生成AIの利用に関するガイドラインのひな型を示すと良いと考える。
- 本ワーキンググループの成果物として、生成AIガイドブックを作成するのであれば、生成AIを業務にどのように活用するかのハウツー（基本的考え方及び実践例）と、生成AIを利用する正当性をどのように説明するかのハウツー（基本的考え方及び実践例）を掲載することが考えられる。どのような利用方法が法に照らして適正なのかについて、自治体のみで判断するのは難しい。また、自治体には、住民監査請求制度があるため、生成AIサービスを適正に利用しているかについて、住民から説明を求められる可能性がある。そのため、生成AIを利用する正当性をどのように説明するかのハウツー（基本的考え方及び実践例）を示す意義は大きいと考える。
- 本ワーキンググループの報告書の構成案は、基本的には提示されたもので問題ないと考えるが、ガイドラインの見本や参考例を付すことで、より自治体が参考にしやすいものとなると考える。また、国民にとっても、今後、どのようなガイドラインができていくのか、わかりやすいと考える。
- 生成AIの利活用に関するルールが未策定であると、自治体における生成AIの利活用は進まない。どのようなルールやガイドラインを策定する必要があるかについては、本ワーキンググループに留まらず、行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会等とも連携して議論を深めていく必要があると考える。
- 最近の生成AIでは、回答の論拠となる情報を明示できるような仕様となっているものもある。今後、生成AIのアプリケーションは、論拠の説明を根深く行おうとすると、最終的には個人情報が含まれる情報に行きつくような仕様に変容していくことが考えられる。生成AIの進化の速度は速いため、現在の生成AIの状況よりも将来を見据えて検討する必要がある。

第3章 1 自治体向けガイドラインの策定

(報告書 骨子案)

- ◆ 生成AIを利用する自治体が増加する一方で、一般市区町村の約50%においては利用が進んでいない。また、一部の先行自治体においては、独自の条例制定等のルール整備にも取り組まれている一方で、生成AIに特化したガイドラインを策定していない団体が1,004団体にのぼる状況にある。

こうした現状を踏まえれば、業務効率化と行政の質の向上を目指して地方自治体が生成AIを十分に利用できるよう後押しするため、第2章で示した自治体における生成AIの利用方法や利用における留意点を中心に、総務省において地方自治体向けのガイドラインを策定することが必要と考えられる。
- ◆ 総務省においては、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を策定・公表しており、同ガイドブックにおいて、冒頭（第1章）にAIとは何か、また、自治体へのAI導入について、AI導入が求められる背景や、AI導入のメリット等が記載されている。そこで、ここに新たに柱建てを追加するかたちで、生成AIの利用方法や利用における留意事項等の記述を追加し、ガイドラインとして示すのが現実的ではないか。
- ◆ その際、デジタル庁が策定・公表した「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」との整合性が求められるが、より自治体の利用に即したものとなるよう、第2章で論点となった事項を中心に、
 - ・ 利用方法とその効果を実感できるよう、部局共通での利用、部局の個別の業務における利用、各々について可能な限り多くの事例を解説しながら、利用にあたってのノウハウや留意すべき点を掲げること
 - ・ 要機密情報・個人情報の扱いについては、自治体の現場において、流出リスクの懸念等から安全を重視した運用となり、活用範囲が狭くなりがちであることから、萎縮せず安心して活用できるものとなるよう、先行自治体における実際のユースケースの紹介を通じ、留意すべきポイントがどこなのかを具体的に実感できるようなものとする等に留意し、DX、AIの初任者が参照しやすく、安心して取り組めるようなものとなるよう、できる限り平易なかみ砕いた表現とすべきである。

自治体におけるAI活用・導入ガイドブック改定のイメージ

自治体におけるAI活用・導入ガイドブック 〈導入手順編〉（令和4年6月）の全体構成

第1章 はじめに	1. 導入手順編（本書）の目的	1. 1 AI導入への期待 1. 2 本書の構成 1. 3 AI導入に関する課題
	2. AIとは何か	2. 1 AIとは何か 2. 2 AIでできること 2. 3 民間企業におけるAIの利活用動向
	3. 自治体へのAI導入	3. 1 自治体にAI導入が求められる背景 3. 2 AI導入のメリット 3. 3 AI導入の取組状況

第2章 自治体における AI導入手順	自治体におけるAI導入手順の構成	
	1. 事前検討	1. 1 解決したい課題の特定 1. 2 実現方法の検討 1. 3 関係者との事前協議
	2. 計画立案	2. 1 AIの利活用に係る方針の確認 2. 2 データの取り扱いに係る確認 2. 3 情報セキュリティに係る確認 2. 4 AI導入計画書の作成
	3. 調達・事業者選定	3. 1 調達の準備 3. 2 事業者選定、契約締結
	4. AIの導入	4. 1 既製AIの導入を行う場合 4. 2 学習済みモデルを活用、または新規にAIを構築する場合 4. 3 本格導入に向けた準備
5. 運用	5. 1 本格導入後の実施事項	

第3章 先行団体におけるAI導入事例	AI導入事例の紹介	実際に効果的な取組が実施されている先行団体におけるAI導入事例における事業概要、効果、使用データ、ポイントを紹介（20事例）
-----------------------	-----------	--

【別添として、自治体が作成する
ガイドラインのひな形を掲載】

【第1章に、生成AIにかかる柱建てを追加】

4. 自治体への生成AI導入

4. 1 生成AI利用に関する基本的考え方
4. 2 利用方法（ユースケース含む）
 - (1) 部局共通での利用
 - (2) 特定部局の個別業務における利用
4. 3 ガバナンス確保のための体制構築
4. 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い
4. 5 人材育成・リテラシー向上の取組

4. 1 生成AI利用に関する基本的考え方

- ・ 生成AIについて活用することの有効性とリスク対応の双方に留意が必要であり、適切なリスク対応を講じながら利用を進め、業務効率化や行政の質の向上を目指していくべきであること
- ・ 生成AIの活用は、組織全体の活性化・職員の満足度向上、そして人材確保にも有効であること 等を解説

4. 2 利用方法（ユースケース含む）

(1) 部局共通での利用 (2) 特定部局の個別業務における利用

- ・ 具体例を示しながら、利用にあたってのノウハウや、留意事項を解説。

4. 3 ガバナンス確保のための体制構築

- ・ 政府の対応を踏まえた、自治体におけるCAIO設置（CIOとの兼務の場合も含め）の必要性
- ・ CAIO補佐官については、共同設置や、都道府県が確保した人材を市区町村へ派遣する等の手法も考えられること 等を解説

4. 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い

- ・ 先行自治体におけるユースケースを示しながら、留意すべきポイント（法令、自治体の情報セキュリティポリシー等）を具体的に実感できるよう解説

4. 5 人材育成・リテラシー向上の取組

- ・ 首長や幹部職員の理解醸成、人材育成・人事担当部局とDX推進担当部局との緊密な連携等により、全庁的にAIを利用可能な組織を目指す必要性
- ・ 職員育成にあたり、自治大学校等の外部機関における研修を活用することの有効性 等を解説

自治体が作成する生成AI利活用ガイドラインのひな形（イメージ）

〇〇省 生成AIシステム利活用ルール（ひな形 Ver1.0）

（「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用ガイドライン」別紙2を基に事務局において以下の概要を作成）

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利活用に係るルール

（1）利活用前のルール

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることへの理解
- 不特定多数の利用者に提供され、かつ定型約款等への同意のみで利用可能なクラウドサービス型の生成AIサービスは原則として要機密情報を取り扱えないことへの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲や接收を受ける可能性があることへの理解

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 生成AIシステム毎の個人情報取り扱い（学習有無含む）についての留意
- 正確かつ最新のデータの入力

② 生成物利活用におけるルール

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- （第三者の著作権等の侵害の有無を含め）安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告

3. 問い合わせ先

自治体が作成する生成AI利活用ガイドラインにおいて追加すべき項目

（1）利活用前のルール に以下の要素を追加

・当該団体が構築する生成AI環境

【例】：「岐阜市生成AI利活用ガイドライン」

岐阜市においては、シフトプラス株式会社の自治体AI zevoを利用し、以下のとおりセキュアな環境で、職員が業務で活用するにあたりより安心・安全な共通基盤を導入しました。

【例】：千葉県「生成AIの利用ガイドライン 第2.0版」

本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスは、デジタル改革推進局が導入する「千葉県生成 AI 利用サービス」及びデジタル推進課が利用を指定するサービスとします。

なお、現時点のデジタル推進課が利用を指定するサービスは、無償で利用できる生成AIサービスのうち、入力データが生成 AI に学習されない設定（＝オプトアウト）ができる「Bard」（Google 社提供）のみとします。

・当該団体における情報セキュリティポリシーとの関係

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルールに以下の要素を追加

・個人情報保護法の改正等、国のルール整備の動向への留意

その他、先行団体での策定内容を踏まえ、追加すべき項目を検討

第3章 2 ユースケース等の横展開

- 個人情報が含まれているか否かは比較的判断が付きやすい一方で、自治体機密性2情報と自治体機密性1情報の区別について、判断に悩む自治体職員がいると考える。判断に悩む場合、安全側の選択肢を取り、生成AIに入力できる情報の範囲を狭く捉えると見込まれる。その結果として、生成AIの有用性が低く認識されることがあると考える。

(報告書 骨子案)

- ◆ ユースケースを横展開するにあたっては、1において言及したとおりガイドラインにおいて示すものと同様に、可能な限り多くの具体例を取り上げ、その効果や導入にあたっての留意点を実感しやすい内容とすることが必要である。具体的には、いずれも総務省が示している
 - ・「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」の〈別冊付録〉として示している「先行団体における生成AI導入事例集」
 - ・「自治体DX推進参考事例集」
 - ・「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」等の掲載事例を拡充しながら、周知していくのが適切ではないか。
- ◆ 特に、1においてガイドラインについても言及したとおり、AIにおいて自治体機密性2以上の情報を取り扱う場合の事例については、法令や各種ガイドライン、各自治体において定めている情報セキュリティポリシーとの関係等でどこに留意したか、そうした情報を安心・安全に取り扱うためにどういった工夫・対策を講じたか、というポイントがわかるようなものとすべきである。

第3章 3 国における取り扱いの情報提供

- 本ワーキンググループの報告書の構成案は、自治体における生成AIの利活用を推進する内容となっており、基本的に問題ないと考えられる。生成AI利用時の留意点等を記載する際には、難解な表現や留意点を多数列挙することは、生成AIの利活用の推進につながるため、なるべく避けるように留意いただきたい。令和6年度にDeepSeekが公開された際の総務省から発出された通知のように、留意すべき事項が出てきたら適宜通知を発出する等の対応も含めて、生成AIの利活用を推進していただきたい。

(報告書 骨子案)

- ◆ 国においては、AIの制度、利活用、リスク管理、サイバーセキュリティ等に高度な知見を有する有識者等からなるアドバイザリーボードを設置し、高リスクAIに関する助言等を行うことにより、各府省庁の取組を後押ししようとしているが、そうした助言等は、地方自治体におけるAI利用を進めるうえでも参考にすべき有益な情報となると考えられる。
- ◆ そこで、総務省においては、
 - ・ 国のアドバイザリーボードなど、国のガイドラインの運用を行う中で得られた情報やノウハウについて、自治体のAI利用において役立つものを提供していくこと
 - ・ 一方で、地方自治体におけるユースケース等については国のアドバイザリーボードに情報提供を行うこと等、適切な連携体制を築いていくことが望ましい。
- ◆ その他、AI関連技術は日々急速に発展し、様々な課題が新たに生じてくることも想定されるため、国におけるAI活用に関する考え方や取組について、適時適切に情報収集を行い、総務省においては引き続き専門知識を持つ有識者の助言を受けられる体制を構築するとともに、地方自治体に情報提供・助言を行えるように努めるべきである。

參考資料

第4回WGにおける主な議論内容

① 生成AIの利活用における要機密情報・個人情報の取扱いについて

<主な発言要旨>

- それ単体では特定の個人を識別できないような情報を、生成AIの学習に利用せず、かつ、データの保存先が国内サーバであるような仕様であれば、生成AIにそれ単体で個人を識別できる情報を入力しても問題ないとする。
- 生成AIの利用に伴う個人情報の取扱いを検討する際には、なぜ個人情報を保護する必要があるのか、という観点から検討する必要があり、自治体における機密性の分類を検討する際にも、同様にどの情報をどの理由でどの程度保護するのかを検討する必要があるとする。
- 本自治体では、AIの活用等に関する条例を制定しているが、セキュリティポリシーの上位の規定として制定したものではない。生成AIを含むAIの利活用を推進する方針や、市長が安全性を認めた場合には要機密情報の生成AIへの入力を認める等の運用ルールを市民に示すことを意図したものである。国と同じ方向を向いていると認識しており、国の方針に対する違和感はない。

② 個人情報保護法における規律について

<主な発言要旨>

- 国の基準で、機密性2情報に該当する情報は、自治体機密性3B・3C情報及び自治体機密性2情報に分類されるため、自治体機密性2情報と、自治体機密性3B・3C情報を分けて検討する必要があるとする。
- 個人情報が含まれているか否かは比較的判断が付きやすい一方で、自治体機密性2情報と自治体機密性1情報の区別について、判断に悩む自治体職員がいるとする。

③ 行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会について

<主な発言要旨>

- どのようなルールやガイドラインを策定する必要があるかについては、本ワーキンググループに留まらず、行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会等とも連携して議論を深めていく必要があるとする。

④ 報告書の構成（案）について

<主な発言要旨>

- 本ワーキンググループの報告書の構成案は、自治体における生成AIの利活用を推進する内容となっており、基本的に問題ないとする。生成AI利用時の留意点等を記載する際には、難解な表現や留意点を多数列挙することは、生成AIの利活用の推進につながらないため、なるべく避けるように留意いただきたい。

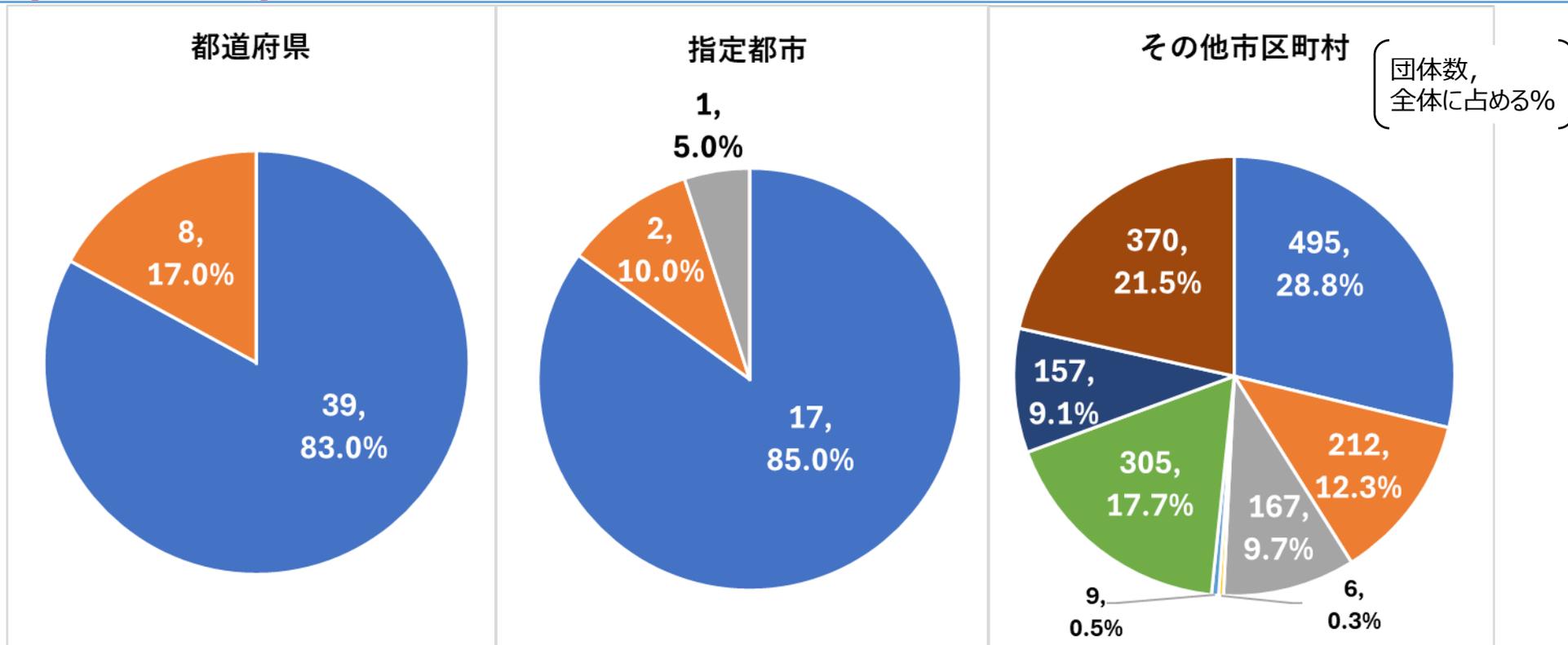
本WGにおける議論・検討内容

回	議論・検討内容
<p>第1回 (令和7年1月23日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ワーキンググループの目的 2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況 3. 自治体におけるAIの利用状況 4. AIの利用に関する政府の検討等 5. ワーキンググループの進め方
<p>第2回 (令和7年3月5日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回WGを踏まえた今後の進め方について 2. 自治体における利用の状況について 香川県「香川県での生成AI活用の取組」 神戸市「神戸市におけるAIの活用とルール整備」 情報通信研究機構(NICT)「NICTにおける国産LLM開発の取り組み」
<p>第3回 (令和7年4月18日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府におけるAIに係る動向 2. 政府の動向を踏まえた、自治体における対応に関する論点 3. 自治体における生成AI導入状況調査（速報版）（令和6年12月31日現在）
<p>第4回 (令和7年5月16日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要機密情報（特に個人情報）の取扱いについて 本WGにおける要機密情報・個人情報の取扱いに係る議論から考えられる論点 2. 報告書構成（案）の提示 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法における規律について」 総務省行政管理局「行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会について」
<p>第5回 (令和7年6月20日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. AI新法及び政府の閣議決定文書 2. 報告書 骨子案
<p>第6回 (令和7年7月23日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書案

【研究会の目的】

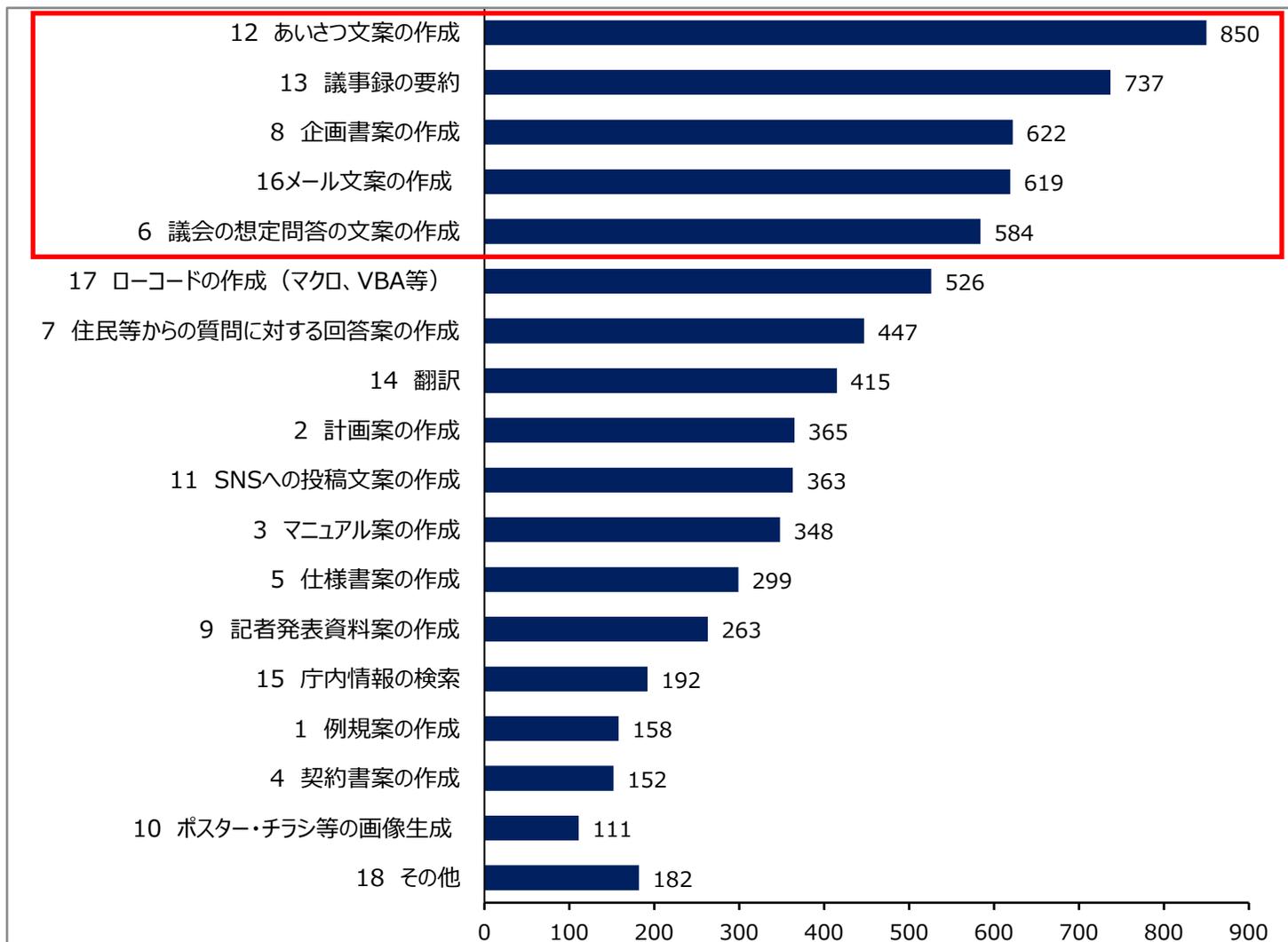
- 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」が開催されており、当該研究会においては、デジタル技術の導入により、一定の業務効率化の効果が生まれていると言及されている。
- デジタル技術の中でも、とりわけ生成AIを中心にAIの技術進歩はめざましく、社会への導入も進んでいる。また、当該研究会の地方公共団体からの意見聴取においても生成AIの導入により職員の業務効率化をできるか注力している旨の発言があったところであり、業務効率化等の手段の一つとして、自治体において導入が進みつつある。
- 一方で、AIの利用については、ノウハウ不足等により、小規模団体を中心に導入されていない自治体や、導入に当たって手探り状態になっている自治体も多く見られる。また、個人情報の流出やハルシネーションなど、様々なリスクも存在している。
(政府内での利用においては、生成AIに係るルール策定等の動きが見られるところ。)
- これらを踏まえ「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」を開催し、自治体の業務効率化や行政の質の向上のためのAIの利用に当たっての方法や留意事項等を議論し、報告書をとりまとめる。

- 生成AIを導入済みの団体は、都道府県で83.0%、指定都市で85.0%、その他の市区町村で28.8%となった。
- 前回調査（令和5年12月31日現在）と比較し、「導入済」の団体は、**都道府県（前回51%）、指定都市（前回40%）**においては大きく増加。その他の市区町村においても、**導入済～導入検討中（導入予定あり）の団体**までを含めると全体の50.3%（前回39.5%）と増加し、**過半数となった**。



- 1 導入済
- 2 実証実験中
- 3 導入検討中（導入予定あり）
- 4 導入(実証実験含む)予定はないが、首長レベルで検討している
- 5 導入(実証実験も含む) 予定はないが、幹部レベルで検討している
- 6 導入(実証実験も含む) 予定はないが、担当課レベルで検討している
- 7 導入の検討を行った、または実証実験を実施したが導入には至らなかった
- 8 導入予定もなく、検討もしていない

- 生成AIの活用事例としては、「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「企画書案の作成」、「メール文案の作成」「議会の想定問答の作成」が多く、前年度調査（令和5年12月31日現在）から **大きな傾向の変化はみられない。**

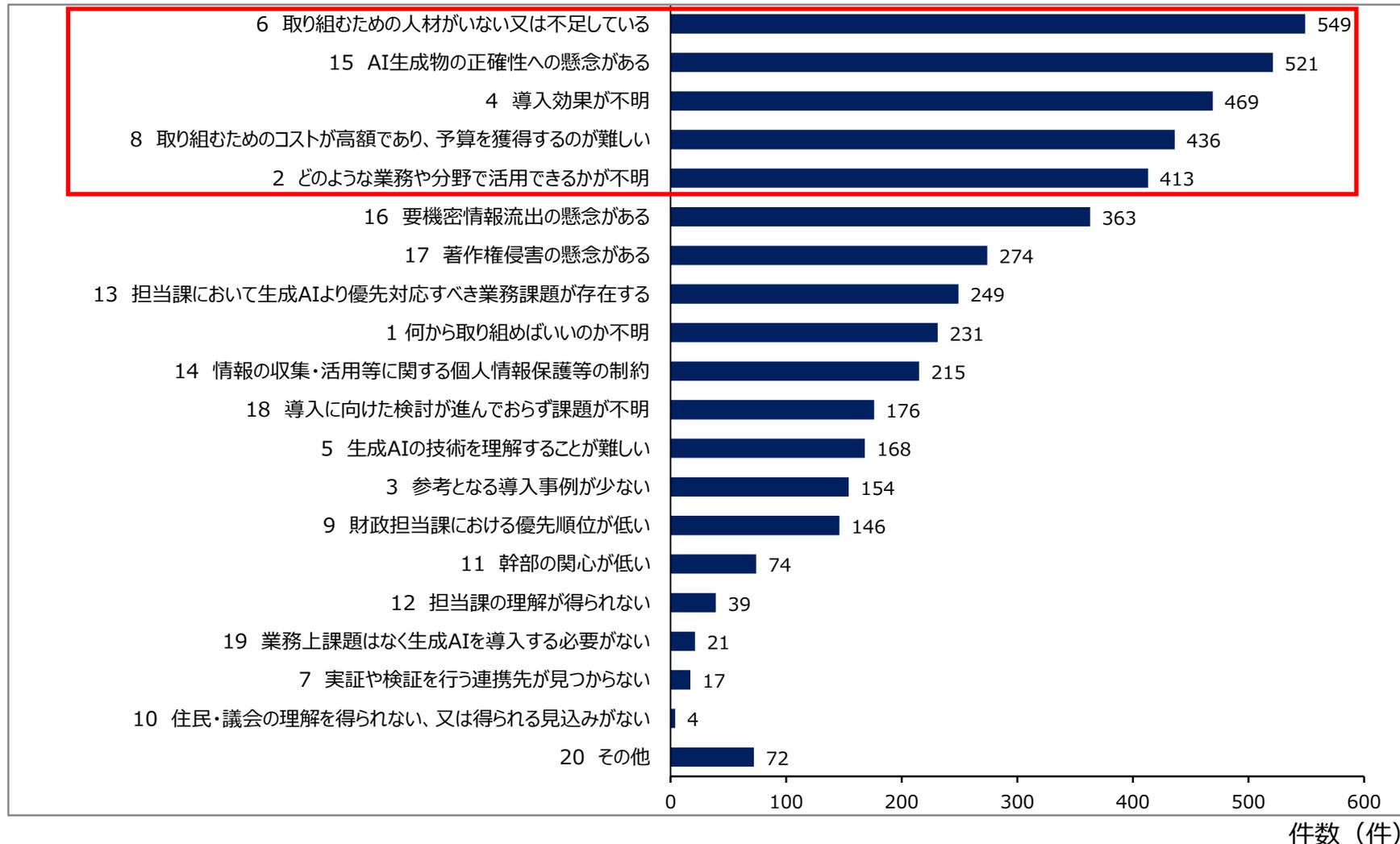


件数 (件)

- 生成AIの導入効果として、活用事例の多い「あいさつ文案の作成」で1,000時間を超える業務削減効果があったほか、各種活用事例で効果があがっているものの、導入して間もないため効果を検証できていない団体もあった。

活用事例	導入効果	人口規模
議事録の要約	会議録作成において音声からの文字起こし、要約時間を2800時間から1400時間に50%削減できる見込み	4.7万人
計画案の作成 企画書案の作成	企画書・計画書案作成業務の文章作成作業において、一件当たり、1.5時間（約30%）削減	1.8万人
議会の想定問答の文案の作成	議会の答弁書案の修正において、分かりにくい文章について、意図を変えずに新たな文章を作成してもらうことで、修正作業が容易にできた。 想定問答の案を複数提案させた。 5時間の削減×年間質問50件=250時間	5.7万人
ポスター・チラシ等の画像生成	チラシ等の作成業務の作成の作業において、年間48,333時間を削減（97%減）	10.4万人
ローコードの作成 (マクロ、VBA等)	コード生成による業務時間短縮の実績 775.35時間	9.4万人

- 生成AIの導入における課題として、人材の確保、信頼性や導入効果、活用可能な業務・分野の理解不足等を挙げている団体が多い。前年度調査（令和5年12月31日現在）から大きな傾向の変化はみられないが、「AI生成物の正確性への懸念がある」「導入効果が不明」という回答数が減り、「取り組むための人材がない又は不足している」という回答数が増加したため最多となった。





人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約(仮称)



「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約の署名」
(外務省 報道発表資料 概要PDF)

2025年4月
外務省欧州局政策課

背景

- 2022年4月、欧州評議会の人工知能(AI)に関する委員会において、交渉開始。我が国もオブザーバー国として交渉に参加。
- 2024年5月、欧州評議会閣僚委員会において採択された後、2024年9月から署名開放。
- 2025年2月、我が国及び加はAIアクション・サミット(於:パリ)の機会に署名。2025年4月時点、我が国のほか、13か国(アンドラ、加、ジョージア、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、英、米)及びEUが署名済。

(注) 欧州評議会は、1949年に設立された、人権、民主主義及び法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。

主な内容

- **目的:** AIシステムのライフサイクルにおける活動(AI活動)が人権、民主主義及び法の支配に合致することを確保する。
- **適用範囲:** 公的機関(代行する民間の者も含む。)のAI活動に適用。その他民間のAI活動による危険性・影響には、条約の規定の適用又はその他の適切な措置のいずれかにより対処(選択した対処の内容は宣言で明示)。国防に関する事項は対象外。
- **AI活動に関する原則:** 人間の尊厳、透明性、監督、責任、平等、無差別、プライバシー・個人情報の保護、信頼性、安全なイノベーション等。
- **危険性・影響評価:** AI活動から生じる人権、民主主義及び法の支配に関する危険性・影響の特定、評価、防止、緩和のための措置を危険性に応じて採用又は維持。
- **人権侵害への実効的な救済:** AIシステムの関連情報の記録、権限のある当局への申立の確保。
- **国際協力:** 条約の目的の実現のための協力、有益な関連情報の交換、人権等に対する危険性防止のための協力。
- **監督の仕組み:** 義務遵守の監督のため、独自かつ公平に役割を果たし、必要な権限・専門知識・資源を備えた仕組みを設置又は指定。

効力の発生

本条約は、5の署名国(欧州評議会の加盟国の少なくとも3か国を含むことを要する。)が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明(締結)した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。現時点で未発効。

(注) 条約の効力発生後に、締結した署名国については、締結した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力が生ずる。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（AI法案）の概要

内閣府HP「AI法案概要」から作成

第3回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料
(令和7年4月18日)

法律の 必要性

日本のAI開発・活用は遅れている。

● 2023年のAIへの民間投資額

1位：米国（約672億ドル） 2位：中国（約78億ドル）
3位：英国（約38億ドル） 12位：日本（約7億ドル）

スタンフォード大学による調査（AI Index Report 2024）

● 生成AIを利用している個人

中国（56%）米国（46%）ドイツ（35%） 日本（9%）

● 生成AIを業務で利用している企業

米国（85%）中国（84%）ドイツ（73%） 日本（47%）

総務省によるアンケート調査（令和6年度版情報通信白書）

多くの国民がAIに対して不安。

● 現在の規制や法律でAIを安全に利用できると思う

中国（74%）ドイツ（39%）米国（30%） 日本（13%）

KPMGによる調査

(Trust in AI : A global study 2023, KPMG)

● AIには規制が必要だと思う

日本（77%） 米国（67%）ドイツ（65%）中国（56%）

KPMGによる調査

(Trust in AI : A global study 2023, KPMG)

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法案の 概要

目的	国民生活の向上、国民経済の発展
基本理念	経済社会及び 安全保障上重要 → 研究開発力の保持、 国際競争力 の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用 のため 透明性の確保等 国際協力において主導的役割
AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全閣僚 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
基本的施策	研究開発の促進、施設等の整備・共用の促進 人材確保 教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための 国際規範に則した指針 の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者・国民への指導・助言・情報提供
責務	国、 地方公共団体 、研究開発機関、事業者、国民の 責務 関係者間の連携強化 事業者は 国等の施策に協力しなければならない
附則	見直し規定（必要な場合は所要の措置）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（第二一七回閣第二九号）（抄）

（地方公共団体の責務）

第五条 **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、**国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

1. AI事業者ガイドラインの令和6年度の更新論点と更新方針

第30回AIネットワーク社会推進会議・
第26回AIガバナンス検討会合同会議資料
(令和7年3月7日)

- ・ 構成員・委員・事業者等からのご意見を踏まえ、令和6年度の更新の論点と更新方針を以下に整理

令和6年度更新論点及び更新方針 一覧

総務省検討会：AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会
経産省検討会：AI事業者ガイドライン検討会

#	更新論点	主なご意見	更新方針
1	AIによるリスクの洗い出し・分類	総務省検討会	リスクの追加・分類・マッピング ✓ AIによる新たなリスク 及び リスクを網羅的に参照する上でのリスク分類を追加 ✓ リスク分類案とガイドラインの「共通の指針」とのマッピングを追加
2	AIの契約に関する留意事項	経産省検討会	開発、提供、利用における契約に関して留意すべき事項の記載 ✓ 「契約モデルや契約当事者の多様化」に関する記載を充実化 ✓ 「開発者・提供者・利用者の間における責任分界」に関する記載を充実化
3	生成AIに関する記載の追加	両検討会	生成AIに関する新たなリスクや留意点の記載 ✓ マルチモーダルな生成AIに関する記載を追加 ✓ RAG導入に関する記載を追加 ✓ プログラムコード生成に関する記載を追加 ✓ AIEージェントに関する記載を追加
4	AIガバナンスに関する事例の充実	両検討会 事業者	AIガバナンスの取組事例の充実化 ✓ 「リスクベース・アプローチ」を実施する上で考慮すべき点を追加 ✓ 「グローバルなAIガバナンスを構築している企業」「中小・スタートアップ企業」「地方自治体」の事例を追加 ✓ AIガバナンスを構築する上での事業者の「人材不足」の課題を追加
5	AIガバナンスの動向等の反映	両検討会	AIガバナンスに関する国内外の最新動向を追記 ✓ AI制度研究会等、国内動向において注視すべき最新状況を追記 ✓ 広島AIプロセスの動向等、国際的な動向において注視すべき最新状況を追記
6	特定単語の整理・見直し	両検討会	AIガバナンスにおいて重要な単語の定義や表現の見直し ✓ 「バイアス」の定義や表現の見直し ✓ 「透明性」の定義や表現の見直し ✓ 「多様性」「包摂性」に関する表現の揺れを修正
7	その他	両検討会	UIの改善 ✓ 目次から該当ページへのリンク

全体構成

『AI事業者ガイドライン（第1.1版）概要（令和7年3月28日）』公表資料より抜粋（総務省・経済産業省）

- 本ガイドラインは、AI開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を示しています
 - 本編：「どのような社会を目指すのか（基本理念=why）」及び「どのような取組を行うか（指針=what）」
 - 別添（付属資料）：「具体的にどのようなアプローチで取り組むか（実践=how）」

本編（why, what）		別添（付属資料）（how）	
第1部	AIとは	1. 第1部関連 [AIについて]	A. AIに関する前提 B. AIによる便益/リスク
第2部	AIにより 目指すべき社会 及び 各主体が取り組む 事項	A.「基本理念」 B.「原則」 C.「共通の指針」 D.「高度なAIシステムに関する 事業者に通の指針」 E.「AIガバナンスの構築」	A. 経営層によるAIガバナンスの構築及び モニタリング B. AIガバナンスの事業者取組事例
第3部	AI開発者に 関する事項	※「高度なAIシステムを開発する組織向けの 広島プロセス国際行動規範」における 追加的な記載事項 も含む	3. 第3部関連 [AI開発者向け] A. 「第3部 AI開発者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説 C. 高度なAIシステムの開発にあたって遵守 すべき事項
第4部	AI提供者に 関する事項		4. 第4部関連 [AI提供者向け] A. 「第4部 AI提供者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
第5部	AI利用者 に関する事項		5. 第5部関連 [AI利用者向け] A. 「第5部 AI利用者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説

主体
共通

主体別

その他
参考資料

- 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照する際の主な留意事項について
- チェックリスト
- 主体横断的な仮想事例
- 海外ガイドライン等の参照先

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインのポイント

(1) ガイドラインの目的・枠組み等

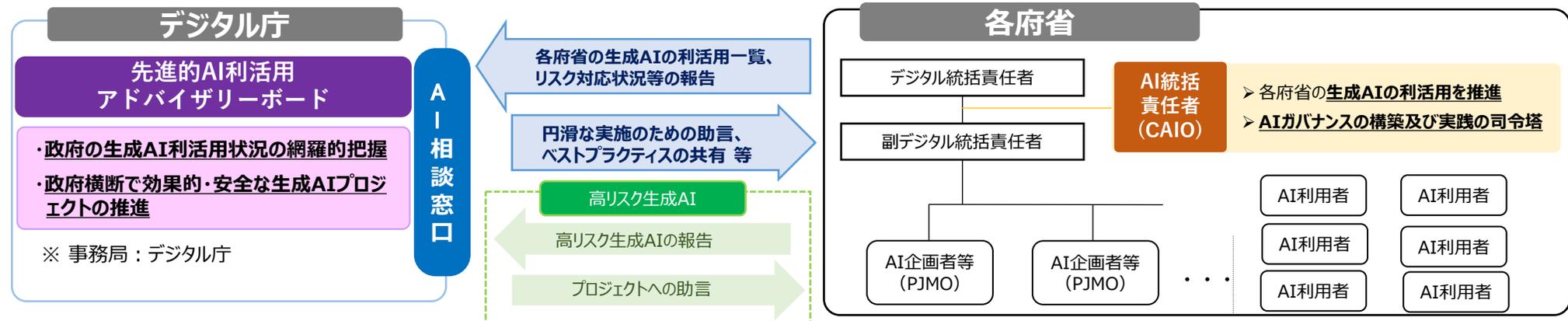
目的：生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を定めるもの。

対象：テキスト生成AIを構成要素とするシステム ※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外

適用開始時期：令和7年5月に運用開始。

(2) 政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

- 比較的高リスクとなる可能性がある生成AIの利用であっても、**先進的AI利活用アドバイザリーボード**の各府省への助言や**相談窓口**等の仕組みを通じ、**安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポート**し、先進的生成AIの利活用を促進。 ※サプライチェーンリスクも考慮
- 各府省に新たに設置する**AI統括責任者(CAIO)**が、**生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括**。



(3) 生成AIの調達・利活用ルール

※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者(CAIO)、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- AI統括責任者(CAIO)は、各府省の利用者(職員)に向けて**生成AIの利用ルール**を策定。
- 企画者・提供者は、本ガイドラインの「**調達チェックシート**」及び「**契約チェックシート**」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- 提供者及び利用者は**リスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者(CAIO)に報告し、提供者が必要な対応を実施**。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

(参考1) 別添各シート（高リスク判定シート、調達チェックシート、契約チェックシート）について

1. 高リスクAIの判定についての参考とする判定軸（高リスク判定シート）

4つの観点を勘案し、アドバイザーボードに助言を求めべきか各省において判定

- A.生成AIシステム利用者の範囲・種別（国民か政府職員か等）、 B.生成AI利用業務の性格、
C.機密情報や個人情報の学習等の有無、 D.出力結果の職員による判断を経る利用か否か

2. 調達・契約時のチェック項目について（調達チェックシート、契約チェックシート）

(1) 調達チェックシート

生成AIを調達する際に事業者への要求事項として、仕様書等に盛り込むべき項目を整理

ガバナンス項目

- ①AI事業者ガイドライン共通の指針の遵守 ②AIガバナンス（AIのメリットを最大化しつつ、リスクを統制する体制）の構築
③生成AIシステムの品質向上のため、AI業界や最新技術等の動向を把握する
④情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケース発生時の対応手順の整備
⑤生成AIシステムの開発・運用に従事する者または組織についての生成AIに関する教育・リテラシー向上

開発・運用プロセス要件項目

- ⑥生成AIシステムへの入出力または処理されるデータの取扱いの適切な管理
⑦生成AIシステムの期待品質を満たすための取組
⑧ベンダーロックインの回避 ⑨生成AIシステムのアップデートの考慮
⑩文化的・言語的考慮 ⑪環境への配慮

生成AIシステムの要件項目

- ⑫有害情報の出力制御措置 ⑬偽誤情報の出力・誘導の防止措置
⑭公平性と包摂性の確保（バイアスや差別を含む出力の抑止措置） ⑮目的外利用の防止
⑯個人情報、プライバシー、知的財産に関する適切な取扱 ⑰セキュリティの確保
⑱説明可能性の確保 ⑲ロバスト性（出力の安定性） ⑳学習データ品質 ㉑検証可能性

(2) 契約チェックシート

生成AIを調達する際に契約書で取り決めるべき項目を整理

- ・生成AIシステムに係るインプットの取り決め（学習の有無、データの保存方法等）
- ・生成AIシステムに係るアウトプットの取り決め（アウトプットに関する一定の保証、アウトプットの権利帰属）
- ・生成AIを含むインシデントが発生した場合の事業者の対応義務及びその範囲に関する取り決め（被害を最小限に食い止めるため、また、原因を特定するための情報やデータの提供を含む） 等

※チェックシートの内容の適用項目や適用方法については、個別の生成AIシステムの調達形態やリスクレベルに応じて、AI相談窓口とも連携しつつ各府省において判断。

生成AIのユースケース例①

- 事務局においてヒアリングや調査を行ったところ、生成AIを導入している団体へのユースケースとしては、汎用的利用のほか、市民相談への活用や特定の業務に特化して活用される事例があり、職員の負担軽減だけでなく、行政サービスの向上につながる使用方法が見られた。

汎用的利用

会議録作成業務に、生成AIを搭載した文字起こしツールを利用

従来型AIによる文字起こしツールに生成AIによる要約を組み合わせることで議事概要を作成

「議会の会議録」、「例規集」、「市の広報」を参照させ、答弁案や企画部門における事業概要の作成等、幅広い領域での文書生成に活用

業務システムの コード生成

電子申請システムをカスタマイズするためのJavaScriptのコードや、村内調査の結果をグラフ化するためのPythonコード作成にも活用

生成AIで作成したソースコードを活用し、固定資産税の課税基準となる土地の用途を衛星画像から従来型AIで判別するシステムを内製化

市民向け チャットボット等

市民向けの孤独・孤立の悩み相談サービスを展開（生成AIが24時間相談対応）

市民向け応答サービス（市民からの質問に、生成AIが市WEBサイト等の情報を基に回答を返すサービス）を導入予定

生成AIのユースケース例②

森林法や林野庁通知を学習させ、許認可業務に関する問い合わせ対応へ活用

職員の会計処理や休日の取り方などの質問に対応する庁内チャットボットの構築を検証

※ R6年度に実証実験

職員向け
Q&A等
(RAGを活用)

市長答弁に生成AIが作成した文章を活用（答弁の半分程度に生成AIが作成した文章を採用）

庁内の数多くのマニュアルや例規等の中から必要な情報を探す作業を生成AIで効率化を検証

※ R6年度に実証実験

生成AIの学習用データとして例規集や会計事務マニュアル等を読み込ませ、会計事務に関する
庁内からの問い合わせ対応へ活用

相談記録の
作成等に活用

福祉相談の相談記録表作成業務において、個人情報に当たる部分をマスキングし、
生成AIに入力しないようにした上で、対面・電話による相談内容の要約などに活用

その他

専用アプリを使って、システム調達仕様書案の作成などに活用

職員への生成AI浸透のための取組

- 事務局において、生成AIを導入している団体へのユースケースのヒアリングを行ったところ、職員への生成AIの浸透を図るため、**庁内研修・勉強会の開催や、幹部職員の理解醸成などの取組をしている団体があった。**

<庁内研修・勉強会の開催>

- 業務以外の用途も含め、**生成AIのトレンドを学習する勉強会を開催**。(2024年は6回実施し、毎回1～2割の職員が参加)
- **勉強会やハンズオン研修の開催や、活用事例集やプロンプト例などの庁内展開により、庁内で効果的な活用方法を共有している。**
- 外部講師を招いた研修を実施するとともに、**情報部門と業務所管課が共同で作成したプロンプト集を庁内に展開している。**

<幹部職員の理解醸成>

- 幹部職員の利用が重要であると考え、特に幹部職員が担当する議会答弁案作成において生成AIを活用することや、**体験会により幹部職員の利用を促した。**
- **庁議等の場を活用し、市長から幹部職員に対し、生成AIの利用を促している。**

<生成AIの利用を進める環境づくりなど>

- 従来から、**デジタル技術を活用した業務効率化や付加価値創造を積極的に進める風土づくり**を行っている。
- 必ずしも生成AIを使用することが全てではなく、あくまでも業務効率化に向けた選択肢の一つとして検討すれば良いという姿勢である。活用は職員個人の裁量に委ねている。

- 事務局において、生成AIを導入している団体への要機密情報（個人情報を含む。）の取扱いについてヒアリングを行ったところ、**いずれの市町村でも「要機密情報の入力を禁止している。」**という回答であった。
- **要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていないという意見もある一方で、将来的な要機密情報の活用を期待する意見もあった。**

要機密情報の活用に向けた自治体の意見

<現状の取扱いに不自由さを感じていないとする意見>

- ・**要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていない。**
- ・**禁止に伴う不自由さは特にない。**

<将来的な活用に期待する意見など>

- ・将来的に要機密情報を含む文書作成までできれば、**更なる業務効率化につながるのではないか。**
- ・個人情報を取扱う業務も生成AIが担えれば、**更なる業務効率化につながる**と考えているが、そのためには、**セキュアかつ閉じた領域でデータの流れが完結する環境の整備が必要**なのではないか。
- ・個人情報の入力が可能になれば、**アンケートなどを分析する際に個人情報を除く作業が不要になり、また、読み込めるデータが増える可能性はある。**しかし、どのくらいのニーズがあるかは不明である。
- ・国内にサーバーが存在するサービスでない限り、個人情報や機密情報を入力することは不安がある。

- 生成AIを利用する上で、ハルシネーションや情報セキュリティに留意する必要があるが、回答精度向上のためにRAGを導入する等**技術的な対応方法がとられている例**や、国の取扱いを踏まえ、ガイドラインで個人情報の入力を禁止するといった**運用上の対応がとられている例**がある。

ハルシネーション対策

技術的対応

- ・回答精度向上のためRAGを導入している。
- ・生成物を出力する際に**参照元を表示するカスタマイズ**を行っている。

運用上の対応

- ・生成された情報を使う際には、**必ず情報の正確性を確認**し、職員自身が情報を作成したものとして責任を持って使用する旨、ガイドラインで定めている。
- ・**十分な確認を行った上で**生成物を活用する旨、ガイドラインで定めている。

情報セキュリティ対策

技術的対応

- ・LGWAN環境で利用でき、**入力データが学習に利用されない仕様の製品**を利用している。
- ・**個人情報と思われる情報を入力するとポップアップが表示**される仕組みとなっている。

運用上の対応

- ・ガイドラインで**生成AIへの個人情報・機密情報の入力を禁止**している。
- ・ISMAPに登録されているサービスを選定することとしている。

- 生成AIに係るガイドラインの策定に当たっては、**生成AIを利用する上でのリスクに対応する視点、職員の効果的な利用を促す視点の両方の視点に留意して策定が行われている事例が見られた。**

ガイドライン策定に当たっての留意点

- ・**運用ルールの明確化や効果的な活用例を示すことを意識した。**

3. 生成AI利用で効果がある業務

(1) 生成AI利用して効果が出やすい業務

- 指定した条件を基に作文・要約・校正を行う
- 質問を基に新たな発想の助言を行う
- 草案のアイデア出しを行う
- 議事録（要旨）作成
- Excelの関数作成やマクロ作成
- ※ 与えた情報の整理や一般的な知識から多角的なアイデア出しは生成AIの得意業務です。

(2) 生成AI以外を利用したほうがより効果が出る業務

- 一般的なWeb検索
- ※ 何かしらの回答を出しますが、誤った内容を含むことがあります。

(3) 生成AIを利用することが適当でない業務

- 機密情報や個人情報の取り扱い
- ※ 情報漏洩のリスクがあるため入力しないでください。

- ・**具体的な活用方法を盛り込むのではなく、AIリテラシーを中心に記載した。**

3.1 使用における注意及び禁止事項

- 機密情報の入力禁止
- 非公開情報の入力禁止
- 他者の権利の侵害に繋がる行為の禁止
- 生成AIを利用していることの明記について
- 入力された情報の第三者への提供に関する記述

- ・**職員が読みやすいよう、A4（2ページ）で簡潔にまとめた。**

第7 結果の取扱いにおける遵守事項

職員等が生成AIを通じて得られた結果を事業等に用いる場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 得られた結果について、誤りがないこと、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないことなどを、複数の職員で確認し、必要に応じて加筆修正すること。
- (2) (1)の結果を事業等に用いる場合は、市が説明責任を負うことを、起案者は認識の上起案し、生成AIを通じて得られた結果を用いたものであることを決裁権者と共有すること。

- 生成AI未導入の団体に対して、導入に当たっての課題についてヒアリングを行ったところ、**生成物への正確性への懸念や費用面の課題などがあり、導入が難しい**といった回答があった。

<生成物の正確性への懸念等>

- ・ インターネット上に存在するサービスを使用するため、**個人情報や機密情報を誤って入力してしまうリスクがあるのではない**か。職員のデジタルリテラシーの観点から懸念がある。
- ・ **著作権や個人情報・機密情報、生成物の正確性への懸念があり、具体的な検討が進められていない。**
- ・ **安全なサービスに関する情報提供が国からの支援としてあると良い。**

<費用面の課題>

- ・ 自治体規模が大きくなく、**優先順位が高くない限り新規予算の獲得が難しい。**
- ・ **費用面が大きな課題**である。かつてLoGoAIアシスタントのトライアル版を使用していたものの、有償版を導入するには財政部門の理解が得られなかった。
- ・ 生成AIの活用による効用を説明できず、**新規予算の獲得が難しい。**

<その他>

- ・ **幹部職員の間で生成AIの是非について意見が分かれており、現時点で導入の判断ができないが、今後導入することとなった場合に備え、情報収集は進めている。**
- ・ **行政や個別の自治体特有の表現に対応できないことも課題として認識している。**

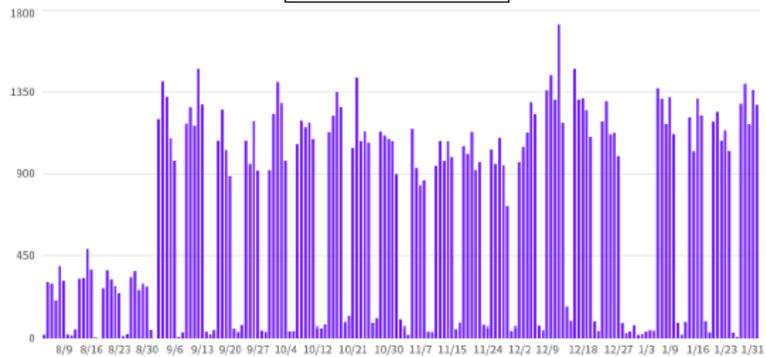
独自データを活用した生成AI (RAG) の実践投入 神戸スマートシティ

- 新庁内向けFAQシステムの運用開始 (7月～)
 - ・1日当たり約1,000～1,700件のアクセス数 (R7.1現在)

格納されているマニュアル類
497文書 (4室局13所属)

- (一例)
- ・財務会計事務の手引き
 - ・各種契約約款
 - ・神戸市長の権限に属する事務の専決規定の手引き
 - ・給与の手引き
 - ・休暇マニュアル、休業制度等、サービス管理関係
 - ・収納管理事務の概要
 - ・各種研修制度
 - ・公用文作成の要領
 - ・PCヘルプデスク業務範囲内FAQ

アクセス数の推移



[1] 休暇マニュアルv4(会計年度任用職員).pdf

結婚休暇

対象 全ての会計年度任用職員 (ただし、選外期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)

概要 結婚する職員に与えられる休暇
※結婚の届出に基づき結婚する場合のみならず、事実上の結婚関係 (いわゆる内縁関係) に入った場合やライフパートナーとして宣誓した関係等の場合にも認められます。

日数 勤務日に応じて下表のとおり付与

→ 1年間の勤務日数	50日以上	48	50	48	16
→ 1年間の勤務日数	37日以上	38	39	37	14
→ 1年間の勤務日数	24日以上	7	6	4	1

※選外期間によって勤務日が定められている者については1年間の勤務日数、選外期間によって勤務日が定められている者については1年間の勤務日数に応じて上表のとおり付与します。なお、上記の日数は連続での付与となり、選休日及び休日とは除かれます。

単位 1日
給与 算給
決裁範囲 所管

職員向けFAQ -なるほど!大-

2024年10月16日

①自然文での質問・回答

会計年度職員の結婚休暇の付与日数を教えてください

会計年度任用職員の結婚休暇の付与日数を教えてください

会計年度任用職員の結婚休暇は、勤務日に応じて付与されます。具体的には、1年間の勤務日数が217日以上の場合は7日、169日から216日の場合は6日、121日から168日の場合は4日、73日から120日の場合は3日、48日から72日の場合は2日が付与されます。これらの日数は連続で付与され、選休日や休日は除かれます。

[1] 休暇マニュアルv4(会計年度任用職員).pdf

②引用元文書の一覧

解決しましたか?

新たに質問を続ける

③引用元文書の表示 (マーカー付き)

生成AIシステム「CatBot」の職員開発

経緯

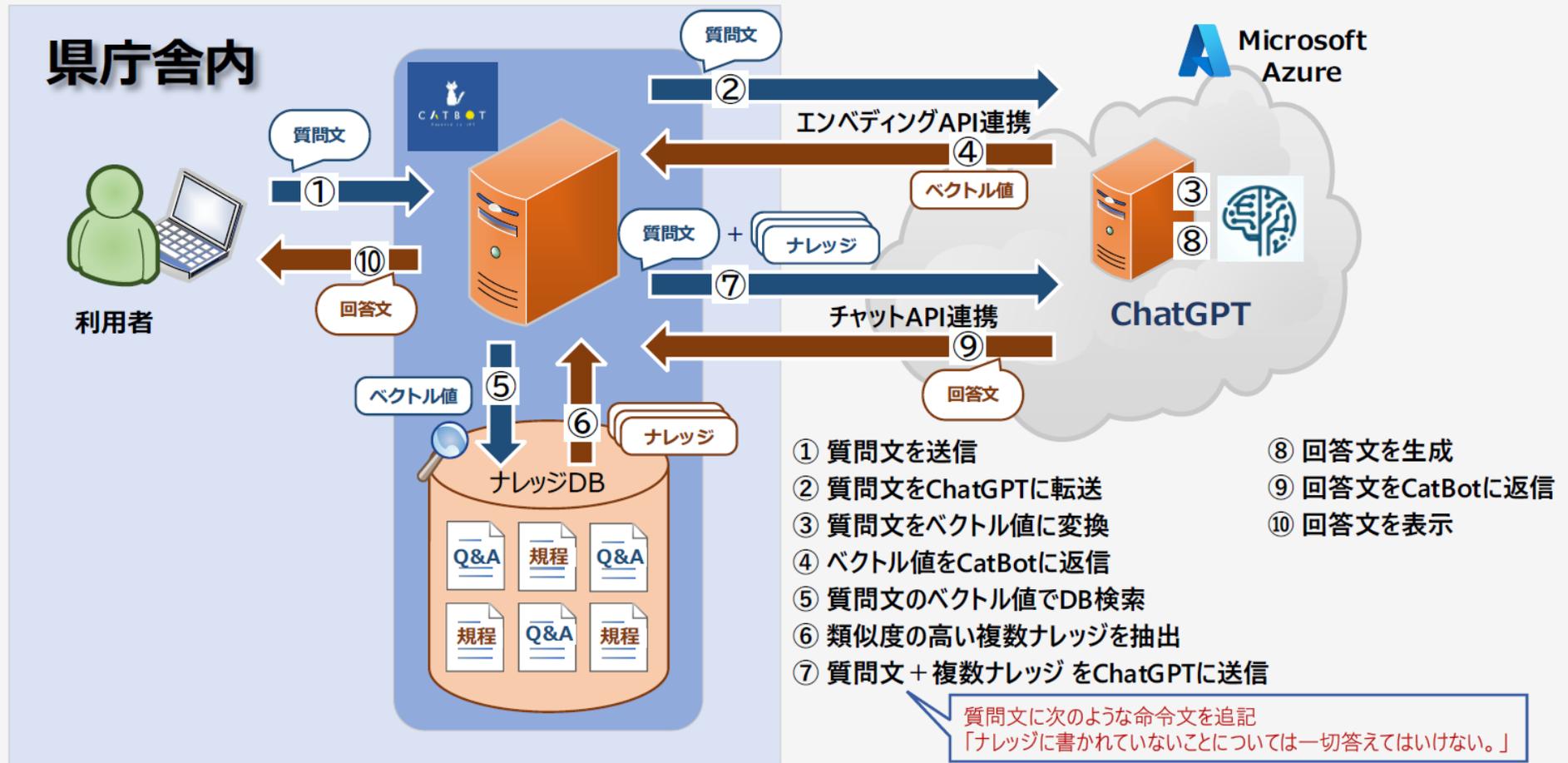
- R5.6～ 関係課の担当職員で構成する「生成AI活用検討ワーキンググループ」を設置し、生成AI利用ガイドラインや利用手引きを作成
- R5.6～ 有志職員(23名)の「生成AI活用検討チーム」を編成し、利用方策の検証を実施
- R5.9 対話型での文書生成機能や庁内QA機能(RAG)を持つ「CatBot」を職員開発し、庁内で生成AIの利用を開始

職員開発で整備するメリット

- 費用が安い。(主な費用はAzure OpenAIのChatGPTのAPI利用料のみ)
- 職員が簡単に使える。(庁内IDでシングルサインオンできる。)
- セキュリティ確保が容易である。(認証情報、QA用ナレッジ情報、ログ等は庁内側に保持)
- 独自機能を柔軟に追加できる。(庁内QA機能(RAG)、長文専用機能など)



CatBot の基本的な仕組み [庁内QA機能 質問回答]





課題だと感じていること

● CatBotの文章生成機能に関して

- 庁内で、なかなか活用が進んでいない。
- 適切な内容のプロンプトを書くことは、職員にとって結構ハードルが高いのではないかと。
職員に書かせるのではなく、自動的に入力される仕組み(RPA、システム連携等)が必要なのではないかと。

● CatBotの庁内QA機能(RAG)に関して

- ナレッジは、ファイル単位で登録すると回答精度が落ちるので、QA単位(規程の場合は条項等の単位に細分化して登録させる仕組みとしているが、それでも回答精度を上げるには限界がある。
- 登録するQAナレッジは、業務分野全体を網羅し、かつ重複のない内容とする必要がある。
既存のQAは特別な事例のものが多いが、ごく当たり前のQAナレッジも一通り用意する。
- RAGは、「DBに登録されたQAナレッジの中から質問内容と類似度の高いQAを抽出」⇒「当該QAのみを生成AIに参照させ回答を生成」という仕組みなので、的確な回答生成には限界がある。このため、回答文までは生成させず、類似度の高いQAナレッジの一覧を表示させるに止める方が実用的かもしれない。

【論点（3）】

湖西市で仕様書業務特化型生成AIサービスが活用されている。

このほか、現在情報収集に取り組んでいるところであるが、例えば、特定の業務分野に特化した生成AIの活用事例として、相談記録表の作成（横須賀市）や広報デザインの作成（三宅町）がある。

仕様書の作成	相談記録表の作成	広報誌のグラフィックの作成
<p>● <u>静岡県湖西市等にて導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体向け情報化投資事業調達仕様書自動作成システムであり、自治体向けの技術文書を参考にした仕様書構成での作成が可能 初期条件を設定することで、最適な調達仕様書の約80%を自動的に作成 	<p>● <u>神奈川県横須賀市にて実証実験</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体相談業務支援サービス「AI相談パートナー」による相談記録票作成業務に生成系AIを組み合わせ活用 生成AIによって対面・電話による相談内容を要約し、主訴を生成 閉域網回線内での使用や、個人情報のマスキング等の対策を実施 	<p>● <u>奈良県三宅町等で導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「POTETO Design」では生成AIを含む複数のAIを組み合わせることで、行政職員が入力した文字情報からグラフィカルサマリーを作成することが可能 行政情報の「手軽に」「わかりやすい」発信が実現 <p>※「POTETO」のイラストレーターが作成したイラストを学習させ、そこから複数のイラストを組み合わせる等して画像を生成する仕組みで、著作権侵害の恐れはない</p>

自治体業務特化型の生成AIサービスが導入されると業務効率化に資すると考えるが、注意すべき点や期待する点、具体の活用業務としてどのようなことが考えられるか。

【前回検討会での主な意見】

- （湖西市）生成AIについて、仕様書案の作成で最も活用されている。DX推進アドバイザーが開発者であったこともあり、仕様書業務特化型生成AIサービス（プロキユアテック）を導入している。

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況①

第1回持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会資料
(令和6年11月21日)

○ 各事務においてデジタル技術の導入等により、**一定の業務効率化の効果**が生まれている。一方、全国的には**導入率等が低く、業務時間削減効果も地方公共団体全体の業務からすると部分的(※)**といった課題もある。

(※) 一般的な職員1人あたり年間労働時間：約2千時間

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
1. 申請等受付、証明書交付 (住民窓口での手続、図書館貸出予約、施設予約等)	①オンライン申請 ②コンビニ交付 (キオスク端末) ③書かない窓口	①住民との対面対応が不要、電話受付対応が減少 ②住民との対面対応、交付処理作業が不要 ③記載の不備がなくなり、修正作業が減少	○手続のオンライン化 ●子育て・介護26手続の 全国のオンライン申請利用率は1.0% ●全国での パスポートの切替申請の利用率は31% <書かない窓口> ○年間約36,000件の手続を受け付け、職員の 作業時間1,950時間を削減 ● 全国での導入率は30.3%
2. 通知、お知らせ (子育て関連、職員向け等)	①電子通知	①発送作業が不要	○庁内職員向け通知物のデジタル化により従来より通知 業務処理時間を90%削減
3. 入力、打込み (反復的・定型的な作業、紙の申請書等の受付後作業等)	①RPA ②AI-OCR	①手作業での入力が不要 ②手作業でのデータ化が不要	○保育園の入園申請受付業務で、電子申請の導入及び申請情報のシステムへの入力作業の RPAでの代替により年間2,090時間削減(削減率67.6%)
4. 審査、決裁 (形式的な確認、突合作業等)	①AI ②電子決裁	①書類の不備の自動検出により確認作業が減少 ②紙での持ち回りが不要	○支出命令伝票の不備をAIが自動検出する実証実験を実施し、 年間最大約1,600時間を削減 可能との見込み
5. 住民相談、面談 (福祉・介護、子育て、就労など専門的知見を要する分野等)	①リモート窓口 ②AI	①専門職員が支所等に出向くことが不要 ②相談内容に応じた資料の表示、相談録等の作成が不要	○児童相談の電話対応でのAI活用により音声リアルタイムでテキスト化、自動で対応マニュアル等が表示され、相談から対応・記録作成まで 1件あたり約20分削減
6. 問合せ対応 (定型的、類似の質問が多い分野等)	①AIチャットボット	①簡単な 質疑対応が減少	○AIチャットボット導入後の質問数月平均7,494件に対し回答率93.9%

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況②

第1回持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会資料
(令和6年11月21日)

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
7. 調整、打合せ、会議 (地方公共団体内、他団体や国との間等)	①コミュニケーションツール(ビジネスチャット) ②オンライン会議 ③AI	①電話やメールでのやりとりの減少、意思決定の迅速化 ②会議場所への移動が不要 ③議事録作成作業の減少	○電話やメールでのやりとりが減少し、 年間約5万時間削減(職員一人当たり11分/日削減) ○出先機関との会議のための最大1時間の移動が不要 ○会議の議事録作成作業において、 1回あたり3時間30分～6時間程度削減(75%削減)
8. 決済、納付 (証明書交付、施設利用料の支払い、納税等)	①キャッシュレス決済 ②eLTAX	①住民との対面対応や現金の取扱いが不要 ②納付書の仕分け作業、保管が不要	○申請～決済の電子化で 事務処理時間が実質33%減少 ○保育施設で現金の受領や銀行入金関係作業等が無くなり 1園あたり約60時間/月の業務時間を削減 ●全国での 固定資産税の納付は例年約2億件のうち、eLTAXでの処理は2,500万件強程度
9. 契約、補助金申請受付 (物品購入、公共事業、補助金手続等)	①電子契約 ②Jグランツ(※1)	①契約書の製本、メールや郵送等の作業が不要 ②メールや郵送等の作業が不要	○約50%が電子契約に置き換わっており、 契約1件あたりの作業時間が20分程度短縮 見込み ●Jグランツの活用により補助金申請受付等を行う 地方公共団体は41団体
10. マッチング (保育園入園事務等)	①AI	①選考作業等が不要	○延べ 約1,500時間 かけていた 数千人規模の入所希望児童の選考が、AI導入により数十分程度で完了
11. 報告、調査回答 (国からの照会対応等)	①一斉調査システム(※2)	①メールでのやりとり、エクセル様式等での回答が不要	●一斉調査システムによる各省庁から地方公共団体への 発出件数は年間2,861件
12. 現地調査 (災害被害状況調査、住民訪問調査、インフラ点検等)	①ドローン ②AI ③タブレット	①目視以上の 広範囲の調査 ②画像解析により 異常の有無を特定、調書の自動作成 ③紙資料の 持ち出しが不要 、カメラ・録音機能により メモ作成が効率化	○ドローンによる自動航行機能とAIによる画像解析を併用することで、 7日程度かかっていた河川出水後の被災箇所把握が3日程度に短縮 ○介護認定の訪問調査へのタブレットの活用で、 調査からシステムへの結果入力までの時間が15分/件程度短縮 想定
13. 監視 (河川の水位等)	①監視カメラ、水位センサー ②AI	①災害時の河川監視のための 拘束時間の減少 、職員の 長年の経験に依存しない	○河川監視カメラ・水位計などから得られるデータとAIを用いた河川管理の高度化に係る実証実験を実施

(※1)Jグランツ:補助金の電子申請を行うことができるシステム。国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能

(※2)一斉調査システム:全国の地方公共団体の担当者宛に都道府県を経由せずに一斉に通知・調査を発出可能なシステム

(備考)各省庁や地方公共団体、事業者の公表HP等をもとに事務局作成

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の法定点検を行うこととされており、必要な知識と技能が求められることから、多くの団体では、事業者^{（委託）}に委託して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、ドローン^{（活用）}等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では打音検査等も併せて行う必要がある。

【業務の概況】

- ・受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
- ・管内にある橋梁を5年間で全て点検(一巡)する形で、点検業務自体は毎年実施。

【執行上の課題】

- ・橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、技術職員^{（不在）}がない小規模団体においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい。(町村)

【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像からAI^{（活用）}を活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知及び定量的な評価による診断補助を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル

<取組にあたっての課題等>

- ・橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、技術職員^{（不在）}がない小規模団体においては、事業者が実施した業務の適正性等について評価・判断することが難しい。(町村)
- ・委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・桁下を道路・鉄道と交差する場合など、第三者被害を予防する必要がある箇所については、打音検査も行う必要がある。

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制

都道府県

想定する主な機能

- 首長レベルの方向性の共有
- 各市町村の状況把握
- デジタル人材を活用した支援
- 広域的な取組の検討
(システム共同調達、合同研修等)

人材プール

- 全体方針策定を主導する人材
- 個別プロジェクトを進める人材
- システム導入・管理等の
実務を担う人材

都道府県の人材確保を
総務省も支援（R6補正）

市町村

ニーズに応じて
人材派遣

R7より常勤職員の人件費について普通交付税措置

ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「**ガイドブック**」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「**スキル標準**」
- DXの取組の参考となる「**参考事例集**」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の人件費**

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
- **DX推進リーダー**育成経費
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

総務省の伴走支援

地方公共団体が取り扱う情報の機密性の分類と個人情報の位置づけ

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日改定) に基づき事務局作成

国	自治体	情報資産	パブリッククラウドサービスの範囲
機密性 3	自治体 機密性 3 A	<p>極秘文書：秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書</p> <p>秘文書：極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書</p>	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする（なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている
機密性 2	自治体 機密性 3 B	データベースや台帳形式になった 住民情報を含む個人情報ファイル 及びこれに準ずる情報（住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、生活保護システム、農業委員会台帳システム、貸付金償還システム等に保存される住民の個人情報）	<p>ISMAP登録サービスは利用可（8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要）</p> <p>※統一基準改定に合わせて、8.3でクラウドサービスの利用について規定</p> <p>注）自治体機密性3C情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、β'モデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取扱いが可能。</p>
	自治体 機密性 3 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員としての属性に基づく個人情報 ・ オンライン申請の処理等により、システム処理上一時的にインターネット上に保管されるデータ ・ 文書管理システムの決裁文書として保存されている個人情報 ・ 施設設計情報や入札予定価格など非公開情報 	
	自治体 機密性 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策検討に関する情報 	
機密性 1	自治体 機密性 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表された情報 ・ 将来公表する予定の文書（白書の案等） 	可

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起」についての周知（令和7年2月6日）

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

■ 各政府機関等に対して、デジタル社会推進会議幹事会事務局より「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」（令和7年2月6日デジタル社会推進会議幹事会事務局）のとおり注意喚起がなされたので周知。

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」の概要

令和7年2月3日付で個人情報保護委員会事務局より、DeepSeek社による生成AIサービスに関し、同社が公表するプライバシーポリシーについて中国語及び英語表記のみであることを踏まえ、以下の情報提供がされた。

- ① 当該サービスの利用に伴い DeepSeek 社が取得した個人情報を含むデータは、中華人民共和国に所在するサーバに保存されること
- ② 当該データについては、中華人民共和国の法令が適用されること

生成AIの業務利用については、「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ」を行っている。

- ・約款型サービスに関し、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。
- ・機密情報を取り扱わない場合であっても、リスクを考慮した上で利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定し、個々の利用に当たっては、利用手続に従って、利用目的（業務内容）や利用者の範囲などの利用者からの申請内容を許可権限者が審査した上で利用の可否を決定し、その利用状況について管理することが必要

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」においては、要機密情報を取り扱わない場合であっても、例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることなどが、利用の可否を判断する際に考慮すべきリスクとして例示

■ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、外部サービス（クラウドサービス）の利用について「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」と同様の以下の対応を求めている。

- 画一的な約款等への同意のみで利用可能となるものでは機密性の高い情報を扱わないこと
- サービスによっては海外の法令等が適用され、現地の政府による検閲や接收を受けるリスクがあることに注意すること

人材育成・確保基本方針策定指針※の概要（デジタル人材関係部分）

（※）「人材育成・確保基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総行給71号・総行公130号・総行情111号 総務省大臣官房地域力創造審議官・総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県総務部（局）長・各指定都市総務局長宛に発出））

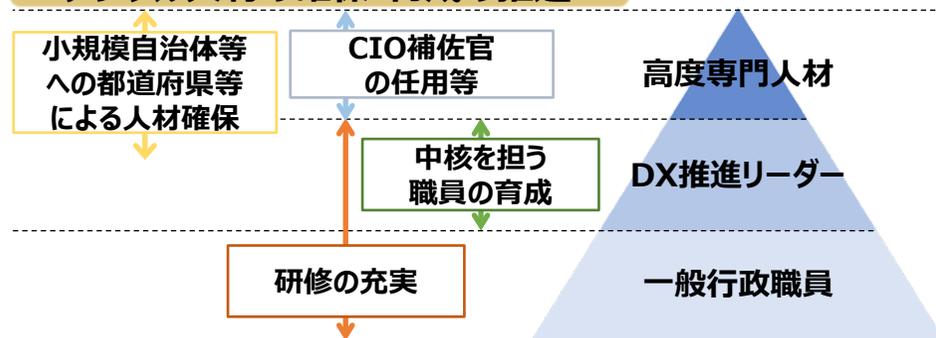
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- **求められる職員像・職務分野等**に応じ**必要なスキルを明確化**
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組を改善
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- **単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携**の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～

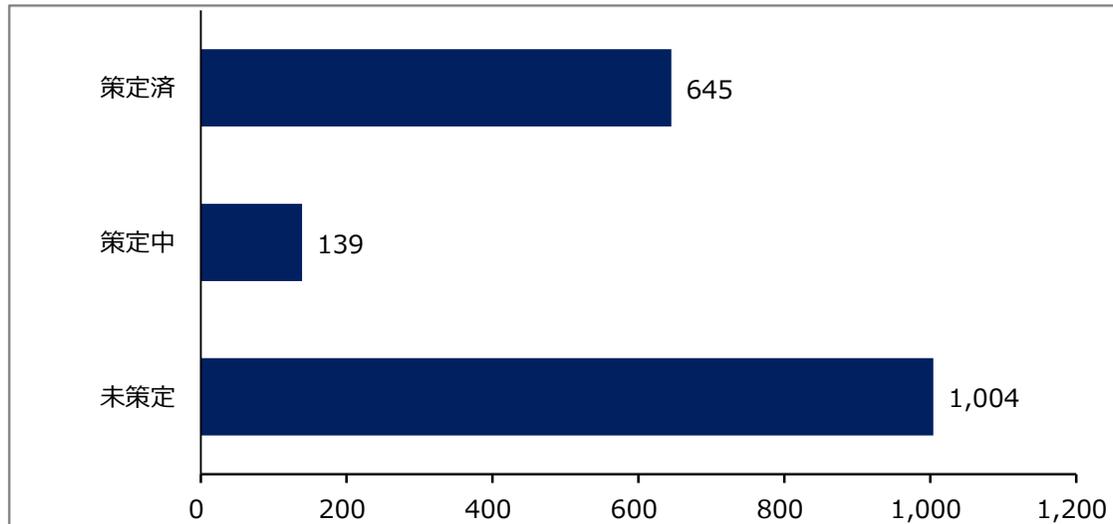


3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

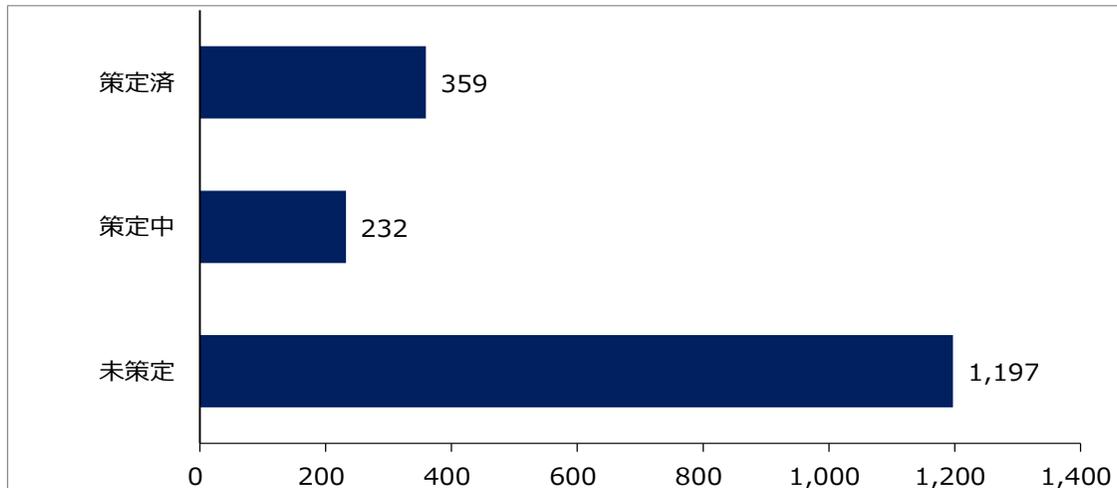
- 「**高度専門人材**」「**DX推進リーダー**」「**一般行政職員**」の人材像ごとに想定される役割を整理
- **職員のデジタル分野の知識・スキル**の水準等を把握の上で、**人材像ごとに育成・確保すべき数値目標**を検討・設定
- **人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等**によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- **デジタル分野の専門性**と**行政官としての専門性を合わせて向上**させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

- 生成AI利用におけるガイドライン策定状況は、「策定済」は645団体と前回（359団体）と比べて増加したものの、「未策定」が1,004団体と引き続き最も多い。

(令和6年12月31日現在)



(令和5年12月31日現在)



団体数 (団体)

- 自治体の策定したガイドラインでは、**利用に際しての注意事項を整理**するとともに、プロンプト集や活用分野を示すことで**生成AIの利用を促している**例が見られる。

千葉県「生成AIの利用ガイドライン【第2.0版】」(令和6年2月)

第3 利用に際しての注意事項

- (1) データ入力に際しての注意事項
 - ア **個人情報等機密性の高い情報を入力しない**こと。
 - イ 入力データが AI の学習データに利用されない設定を行った上で利用すること。
 - ウ 機密性を有する情報を入力しないこと。
- (2) 生成物の利用に際しての注意事項
 - ア **生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認**すること。
 - イ **権利侵害等となっていないかをしっかり確認**すること。
 - ウ **生成物は、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用**すること。
生成物をそのまま利用した場合は、「千葉県生成 AI 利用サービスにより作成」と資料中に明記すること。

<生成AIの利用ガイドライン 別冊 プロンプト集>

- 1 プロンプトの例
- 2 事例編
 - (1) 文章の校正・書き換え
 - (2) 文章の要約・情報の整理
 - (3) 文案作成・資料作成
 - (4) 翻訳
 - (5) Excel関数の作成、VBA等プログラミングの補助
 - (6) アイデアの壁打ち
 - (7) アンケート設計・分析

岐阜市「生成AI利活用ガイドラインVersion1.1」(令和6年4月)

2 文章生成AIを利用する際に注意すべき事項

<利用する職員が守るべきルール>

- 1 利用する際、各課の利用者を情報セキュリティ管理者が承認し、デジタル戦略課へ報告する
- 2 **個人情報等、機密性2以上の情報を入力しない**
- 3 **生成物の内容に虚偽、古い情報等がないか確認**する。
- 4 利用・公開等する際、**誰かの権利を侵害していないか調査**する。
- 5 **生成物をそのまま使用することは避け、加筆・修正**する。

4 文章生成AIの活用分野

- 文章生成AIの活用で向いているもの
- 文章生成AIの活用で不向きなもの

5 プロンプトエンジニアリング

- プロンプトエンジニアリングとは
- 使用するプロンプトのおおまかな分類
- プロンプトのコツ
- プロンプトのフレームワーク
- 実証実験で実際に利用